

福井県地域防災計画 改定案 新旧対照表

(本編、震災対策編、雪害対策編、原子力災害対策編)

目次

本	編	1
震 災 対 策 編		1 3
雪 害 対 策 編		2 1
原子力災害対策編		3 1

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案								
<p>福井県地域防災計画（本編）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 指定公共機関および指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="103 459 909 639"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株) (福井支店) (株) NTTドコモ KDD I (株) (北陸総支社) ソフトバンク(株)</td> <td>(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 水害予防計画</p> <p>第1 治山対策の推進</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 水源地域整備事業 ダム上流等の水資源の確保上重要な水源地域に存する荒廃した森林の復旧と周辺森林の整備を緊急かつ総合的に実施する。</p> <p>(4)（略）</p> <p>第2～第5（略）</p> <p>第6 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 市町は、浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報および水位情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(5) 市町は、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設または社会福祉施設、病院、幼稚園等の要配慮者関連施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報および水位情報の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>(6) 浸水想定区域をその区域に含む市町は、市町地域防災計画において定められた洪水予報および水位情報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 市町は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、避難指示等の具体的な発令基準ならびに具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。県は、これらの基準及び範</p>	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株) (福井支店) (株) NTTドコモ KDD I (株) (北陸総支社) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧	<p>福井県地域防災計画（本編）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 指定公共機関および指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1133 459 1939 671"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株) (福井支店) (株) NTTドコモ KDD I (株) (北陸総支社) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)</td> <td>(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 水害予防計画</p> <p>第1 治山対策の推進</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 流域保全総合治山等事業 <u>流域保全上重要な水系の上流域に存する森林等において、流域全体にわたる水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮を図る。</u></p> <p>(4)（略）</p> <p>第2～第5（略）</p> <p>第6 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 近畿地方整備局福井河川国道事務所、県、市町、ライフライン事業者、鉄道事業者などは連携し、複数市町にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成するものとする。</p> <p>(5) 市町は、浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報および水位情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(6) 市町は、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設または社会福祉施設、病院、幼稚園等の要配慮者関連施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報および水位情報の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>(7) 浸水想定区域をその区域に含む市町は、市町地域防災計画において定められた洪水予報および水位情報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。</p> <p>(8) 市町は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合い等から総合的に判断し、あらかじめ、避難指示等の具体的な発令基準ならびに、具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。県は、これ</p>	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株) (福井支店) (株) NTTドコモ KDD I (株) (北陸総支社) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧
機関名	処理すべき事務または業務の大綱								
1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株) (福井支店) (株) NTTドコモ KDD I (株) (北陸総支社) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧								
機関名	処理すべき事務または業務の大綱								
1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株) (福井支店) (株) NTTドコモ KDD I (株) (北陸総支社) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧								

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。県、近畿地方整備局福井河川国道事務所および福井地方気象台は、氾濫危険情報等の防災気象情報が、避難指示等の発令基準と警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p> <p>市町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国および県は、市町に対し、これらの基準および範囲、対象区域の設定および見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>(8) 市町は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布し、講習会を実施する等、周知徹底を図るものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池および内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。</p> <p>(9) 水防管理者は、水防活動の必要性が高い区域を、水防計画書で重要水防箇所として記載するとともに、一般に周知するよう努めるものとする。</p> <p>(10) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(11) 県は、インターネットにより、雨量および県の管理する河川における水位情報の提供を行う。</p> <p>(12) 県は、気象台と連携し、県の管理する河川における洪水予報システムの適切な運用に努める。</p> <p>(13) 県、市町および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>第7～第11（略）</p> <p>第2節～第9節（略）</p> <p>第10節 電気通信施設、放送施設災害予防計画</p> <p>第1 電気通信設備災害予防対策</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)およびソフトバンク(株)は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>第2（略）</p> <p>第11節～第15節（略）</p> <p>第16節 避難対策計画</p>	<p>らの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。</p> <p>県、近畿地方整備局福井河川国道事務所および福井地方気象台は、氾濫危険情報等の防災気象情報が、避難指示等の発令基準と警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p> <p>市町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国および県は、市町に対し、これらの基準および範囲、対象区域の設定および見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p><u>(9) 市町は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや風水害発生時の行動マニュアルを作成し、住民等への配布や講習会を実施する他、地域や住民に対し、防災マップやコミュニティタイムライン、マイタイムライン等の周知を図るものとする。</u>その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池および内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。</p> <p><u>(10) 水防管理者は、水防活動の必要性が高い区域を、水防計画書で重要水防箇所として記載するとともに、一般に周知するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(11) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(12) 県は、インターネットにより、雨量および県の管理する河川における水位情報の提供を行う。</u></p> <p><u>(13) 県は、気象台と連携し、県の管理する河川における洪水予報システムの適切な運用に努める。</u></p> <p><u>(14) 県、市町および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</u></p> <p>第7～第11（略）</p> <p>第2節～第9節（略）</p> <p>第10節 電気通信施設、放送施設災害予防計画</p> <p>第1 電気通信設備災害予防対策</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)および楽天モバイル(株)は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>第2（略）</p> <p>第11節～第15節（略）</p> <p>第16節 避難対策計画</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1～第3（略）</p> <p>第4 避難路等避難誘導体制の整備 市町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民に対する周知徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>第5～第6（略）</p> <p>第17節（略）</p> <p>第18節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 協定締結機関との協定</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) その他 (中略)</p> <p>第4～第5（略）</p> <p>第19節（略）</p> <p>第20節 防災知識普及計画</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 災害教訓の伝承 県民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県および市町は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。</p>	<p>第1～第3（略）</p> <p>第4 避難路等避難誘導体制の整備 市町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップ、<u>コミュニティタイムライン、マイタイムラインを住民に周知する</u>。なお、防災マップ、<u>コミュニティタイムライン、マイタイムラインの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより</u>、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>第5～第6（略）</p> <p>第17節（略）</p> <p>第18節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 協定締結機関との協定</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) その他 (中略)</p> <p><u>福井トヨタ自動車株式会社と締結している「災害時等における車両提供に関する協定」</u> <u>株式会社北陸マツダと締結している「災害時等における車両提供に関する協定」</u> <u>株式会社NTTドコモと締結している「福井県のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に関する連携協定」</u> <u>株式会社ファミリーマートと締結している「福井県と株式会社ファミリーマートとの包括連携に関する協定」</u> <u>北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社と締結している「大規模災害時における相互連携に関する協定」</u> <u>関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社と締結している「大規模災害時における相互連携に関する協定」</u> <u>株式会社アトムと締結している「福井県の産業振興に関する連携協定」</u> <u>有限会社ダイキョウコーポレーションと締結している「災害時等におけるキャンピングカーの活用に関する協定書」</u> <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパンと締結している「福井県と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携に関する協定」</u> <u>一般社団法人福井県造園協会および福井県造園業協同組合と「災害時等における都市公園に係る応急対策業務に関する協定」</u></p> <p>第4～第5（略）</p> <p>第19節（略）</p> <p>第20節 防災知識普及計画</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 災害教訓の伝承 県民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県および市町は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。 <u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																																
<p>第2 1節～第2 3節（略）</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節（略） 第2節 防災関係機関応援計画 第1（略） 第2 応援協力等の要請 （1）（略） （2）県 ①ア～エ（略） オ その他 （中略）</p> <p>②～⑤（略） （3）～（4）（略） 第3（略） 第3節（略）</p> <p>第4節 防災気象計画 第1～第8（略） 第9 避難指示等の助言 （別表1） 気象特別警報の指標 （中略） 雪に関する各地の5 0年に一度の値一覧</p> <table border="1" data-bbox="100 1228 743 1476"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>積雪深さ（c m）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井</td><td>165</td></tr> <tr><td>敦賀</td><td>155</td></tr> <tr><td>武生</td><td>122</td></tr> <tr><td>大野</td><td>237</td></tr> <tr><td>九頭竜</td><td>329</td></tr> <tr><td>今庄</td><td>254</td></tr> <tr><td>小浜</td><td>99</td></tr> </tbody> </table>	地点	積雪深さ（c m）	福井	165	敦賀	155	武生	122	大野	237	九頭竜	329	今庄	254	小浜	99	<p>第2 1節～第2 3節（略）</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節（略） 第2節 防災関係機関応援計画 第1（略） 第2 応援協力等の要請 （1）（略） （2）県 ①ア～エ（略） オ その他 （中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>福井トヨタ自動車株式会社</u> ・ <u>株式会社北陸マツダ</u> ・ <u>株式会社NTTドコモ</u> ・ <u>北陸電力株式会社</u> ・ <u>北陸電力送配電株式会社</u> ・ <u>関西電力株式会社</u> ・ <u>関西電力送配電株式会社</u> ・ <u>株式会社アトム</u> ・ <u>有限会社ダイキョウコーポレーション</u> ・ <u>一般社団法人福井県造園協会</u> ・ <u>福井県造園業協同組合</u> <p>②～⑤（略） （3）～（4）（略） 第3（略） 第3節（略）</p> <p>第4節 防災気象計画 第1～第8（略） 第9 避難指示等の助言 （別表1） 気象特別警報の指標 （中略） 雪に関する各地の5 0年に一度の値一覧</p> <table border="1" data-bbox="1131 1228 1774 1476"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>積雪深さ（c m）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井</td><td><u>167</u></td></tr> <tr><td>敦賀</td><td><u>154</u></td></tr> <tr><td>武生</td><td><u>123</u></td></tr> <tr><td>大野</td><td><u>241</u></td></tr> <tr><td>九頭竜</td><td><u>328</u></td></tr> <tr><td>今庄</td><td><u>252</u></td></tr> <tr><td>小浜</td><td><u>98</u></td></tr> </tbody> </table>	地点	積雪深さ（c m）	福井	<u>167</u>	敦賀	<u>154</u>	武生	<u>123</u>	大野	<u>241</u>	九頭竜	<u>328</u>	今庄	<u>252</u>	小浜	<u>98</u>
地点	積雪深さ（c m）																																
福井	165																																
敦賀	155																																
武生	122																																
大野	237																																
九頭竜	329																																
今庄	254																																
小浜	99																																
地点	積雪深さ（c m）																																
福井	<u>167</u>																																
敦賀	<u>154</u>																																
武生	<u>123</u>																																
大野	<u>241</u>																																
九頭竜	<u>328</u>																																
今庄	<u>252</u>																																
小浜	<u>98</u>																																

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行				
(注) 1. 50年に一度の値は、統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。 2. 特別警報は、府県程度の広がりです。50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。 (別表2～3) (略)				
(別表4) 洪水警報基準				
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
福井県北西部	福井市	七瀬川流域=14、八ヶ川流域=6.9、 鹿嶋川流域=9.3、荒川流域=13.4、 一乗谷川流域=12.2、芦見川流域=9.4、 羽生川流域=11.3、上味見川流域=15.6、 狐川流域=8.3、未更毛川流域=8.7、 志津川流域=13.9、江端川流域=15.3、 朝六川流域=6.9、天王川流域=21.8、 浅水川流域=31.1、一光川流域=11、 大味川流域=14、山内川流域=6.2	七瀬川流域=(7、13)、 鹿嶋川流域=(7、7.9)、 足羽川流域=(7、31.6)	九頭竜川[中角]、 日野川下流[深谷]、 九頭竜川水系日野川中流[乱橋]、 九頭竜川水系足羽川[九十九橋]
	あわら市	観音川流域=10.2、宮谷川流域=7.4、 熊坂川流域=6.4	—	九頭竜川[中角]、 九頭竜川水系竹田川[六日]
	坂井市	兵庫川流域=12.4、田島川流域=5	—	九頭竜川[中角]、 九頭竜川水系竹田川[六日]
	永平寺町	永平寺川流域=8.7、藤川流域=5、 河内川流域=7.8、荒川流域=7.7	永平寺川流域=(9、8.7)、 藤川流域=(5、4.5)、 河内川流域=(11、7)、 荒川流域=(5、6.9)	九頭竜川[中角]
	越前町	天王川流域=19.6、和田川流域=8.2、 越知川流域=10.8、織田川流域=7.7	天王川流域=(7、17.6)	九頭竜川水系日野川中流[乱橋]
福井県南西部	鯖江市	浅水川流域=22.9、穴田川流域=9.5、 鞍谷川流域=18.4、河和田川流域=10.4、 吉野瀬川流域=13.3、天神川流域=4、 神通川流域=7	浅水川流域=(8、20.6)、 鞍谷川流域=(8、16.5)、 河和田川流域=(8、9.3)、 日野川流域=(8、32.8)、 天神川流域=(8、3.6)	九頭竜川水系日野川中流[乱橋]、 九頭竜川水系足羽川[九十九橋]
	越前市	天王川流域=6.3、浅水川流域=12、 鞍谷川流域=13.6、服部川流域=9.6、 水間川流域=9.3、月尾川流域=8.7、 吉野瀬川流域=13.3、大塩谷川流域=7.2	天王川流域=(9、5.6)、 鞍谷川流域=(9、13.4)、 服部川流域=(9、8.6)、 水間川流域=(9、8.3)、 月尾川流域=(9、6.8)	九頭竜川水系日野川中流[乱橋]
	池田町	足羽川流域=26.5、節子川流域=17.6、 水海川流域=15.3、魚見川流域=17	足羽川流域=(7、23.8)、 節子川流域=(7、15.8)	—
	南越前町	日野川流域=31.4、清水川流域=5.3、 牧谷川流域=6.5、奥野々川流域=5、 阿久和川流域=6.9、鹿森川流域=10	—	九頭竜川水系日野川中流[乱橋]
	奥越	大野市	赤根川流域=11.1、石徹白川流域=25.7、 清滝川流域=14.4、木瓜川流域=5.3	—
鯖山市	九頭竜川流域=64.3、岩屋川流域=10.8、 皿川流域=11.7、滝波川流域=16.3、 暮見川流域=6.9、浄土寺川流域=8、 淀川流域=5.1、大蓮寺川流域=4.6	浄土寺川流域=(6、7.2)、 大蓮寺川流域=(6、4.6)	—	
福井県東部	敦賀市	井の口川流域=11.4、木ノ芽川流域=11.6、 黒河川流域=13.5	—	釜の川水系釜の川[異竹]
	美浜町	耳川流域=20.5	—	—
	若狭町	野木川流域=9.5、鳥羽川流域=10.6、 はず川流域=17.9	—	北川[高塚]
福井県西部	小浜市	江古川流域=6.2、多田川流域=6.5、 野木川流域=8.5、松永川流域=11.5	—	北川[高塚]、 南川水系南川[和久里]
	高浜町	子生川流域=8.8、開蓮川流域=11.9	—	—
	おおい町	南川流域=18.3、佐分利川流域=15.8	—	—

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5～6) (略)

改正案				
(注) 1. 50年に一度の値は、統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。 2. 特別警報は、府県程度の広がりです。50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。 (別表2～3) (略)				
(別表4) 降水警報基準				
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
福井県北西部	福井市	七瀬川流域=14、八ヶ川流域=6.9、 鹿嶋川流域=9.3、荒川流域=13.4、 一乗谷川流域=12.2、芦見川流域=9.4、 羽生川流域=11.3、上味見川流域=15.6、 狐川流域=8.3、未更毛川流域=8.7、 志津川流域=13.9、江端川流域=15.3、 朝六川流域=6.9、天王川流域=21.8、 浅水川流域=31.1、一光川流域=11、 大味川流域=14、山内川流域=6.2	七瀬川流域=(7、13)、 鹿嶋川流域=(7、7.9)、 足羽川流域=(7、31.6)	九頭竜川[中角]、 日野川下流[深谷]、 九頭竜川水系日野川中流[乱橋]、 九頭竜川水系足羽川[九十九橋]
	あわら市	観音川流域=10.2、宮谷川流域=7.4、 熊坂川流域=6.4	—	九頭竜川[中角]、 九頭竜川水系竹田川[六日]
	坂井市	兵庫川流域=12.4、田島川流域=5	—	九頭竜川[中角]、 九頭竜川水系竹田川[六日]
	永平寺町	永平寺川流域=8.7、藤川流域=5、 河内川流域=7.8、荒川流域=7.7	永平寺川流域=(9、8.7)、 藤川流域=(5、4.5)、 河内川流域=(11、7)、 荒川流域=(5、6.9)	九頭竜川[中角]
	越前町	天王川流域=19.6、和田川流域=8.2、 越知川流域=10.8、織田川流域=7.7	天王川流域=(7、17.6)	九頭竜川水系日野川中流[乱橋]
福井県南西部	鯖江市	浅水川流域=22.9、穴田川流域=9.5、 鞍谷川流域=18.4、河和田川流域=10.4、 吉野瀬川流域=13.3、天神川流域=4、 神通川流域=7	浅水川流域=(8、20.6)、 鞍谷川流域=(8、16.5)、 河和田川流域=(8、9.3)、 日野川流域=(8、32.8)、 天神川流域=(8、3.6)	九頭竜川水系日野川中流[乱橋]、 九頭竜川水系足羽川[九十九橋]
	越前市	天王川流域=6.3、浅水川流域=12、 鞍谷川流域=13.6、服部川流域=9.6、 水間川流域=9.3、月尾川流域=8.7、 吉野瀬川流域=13.3、大塩谷川流域=7.2	天王川流域=(9、5.6)、 鞍谷川流域=(9、13.4)、 服部川流域=(9、8.6)、 水間川流域=(9、8.3)、 月尾川流域=(9、6.8)	九頭竜川水系日野川中流[乱橋]
	池田町	足羽川流域=26.5、節子川流域=17.6、 水海川流域=15.3、魚見川流域=17	足羽川流域=(7、23.8)、 節子川流域=(7、15.8)	—
	南越前町	日野川流域=31.4、清水川流域=5.3、 牧谷川流域=6.5、奥野々川流域=5、 阿久和川流域=6.9、鹿森川流域=10	—	九頭竜川水系日野川中流[乱橋]
	奥越	大野市	赤根川流域=11.1、石徹白川流域=25.7、 清滝川流域=14.4、木瓜川流域=5.3	—
鯖山市	九頭竜川流域=64.3、岩屋川流域=10.8、 皿川流域=11.7、滝波川流域=16.3、 暮見川流域=6.9、浄土寺川流域=8、 淀川流域=5.1、大蓮寺川流域=4.6	浄土寺川流域=(6、7.2)、 大蓮寺川流域=(6、4.6)	—	
福井県東部	敦賀市	井の口川流域=11.4、木ノ芽川流域=11.6、 黒河川流域=13.7	—	釜の川水系釜の川[異竹]
	美浜町	耳川流域=20.2	—	—
	若狭町	野木川流域=9.5、鳥羽川流域=10.6、 はず川流域=17.7	—	北川[高塚]
福井県西部	小浜市	江古川流域=6.2、多田川流域=6.5、 野木川流域=8.5、松永川流域=11.4	—	北川[高塚]、 南川水系南川[和久里]
	高浜町	子生川流域=8.8、開蓮川流域=11.4	—	—
	おおい町	南川流域=17.9、佐分利川流域=16.2	—	—

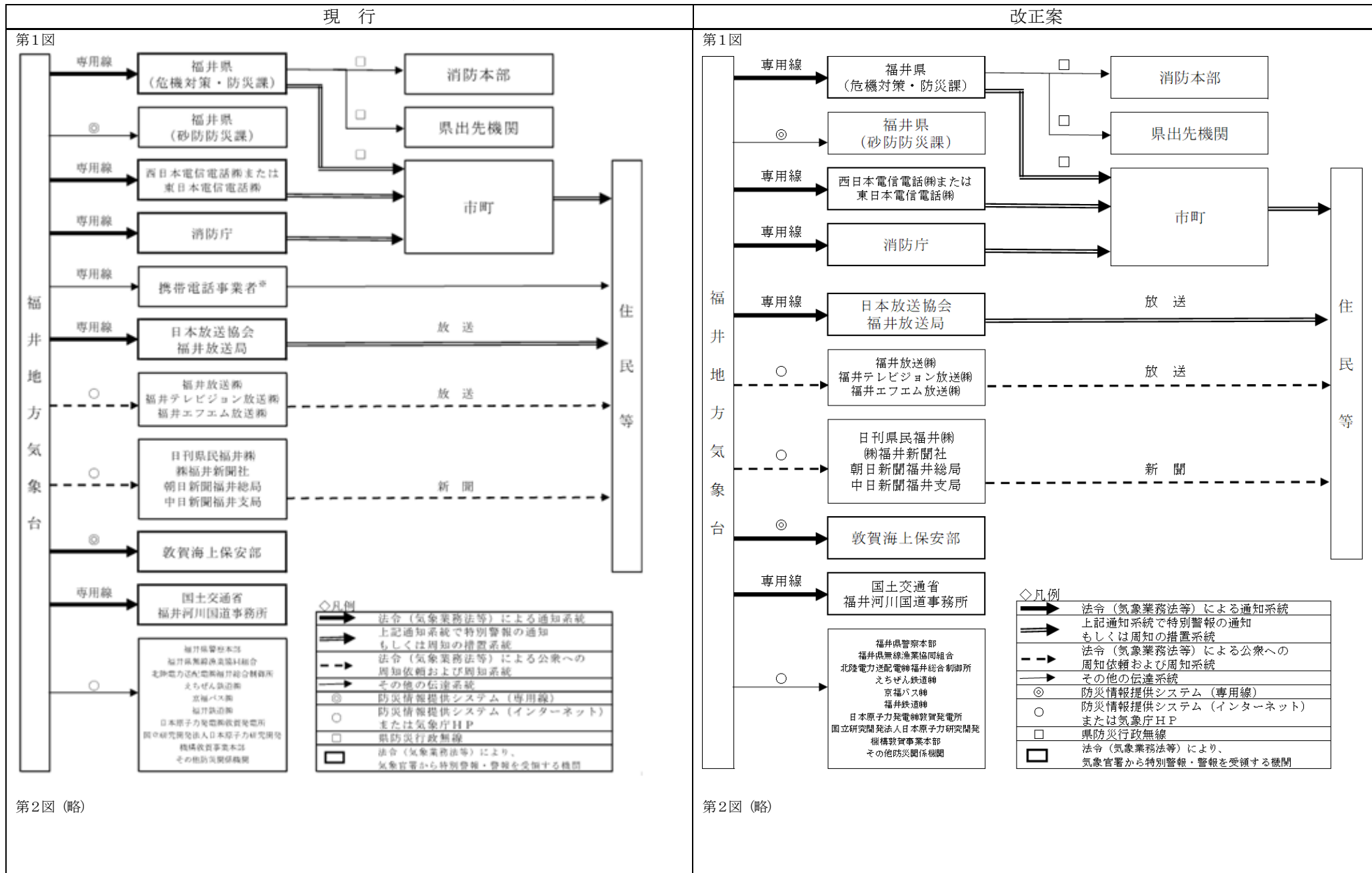
*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5～6) (略)

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行					改正案				
(別表7)					(別表7)				
市町村等を またの土地	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準	市町村等を またの土地	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
福井県 福井市	七瀬川流域=11.2, 八ノ川流域=5.5, 鹿嶋川流域=7.4, 荒川流域=10.7, 一乗谷川流域=9.7, 芦見川流域=7.5, 羽生川流域=9, 上味見川流域=12.4, 狐川流域=6.6, 未更毛川流域=6.9, 志津川流域=11.1, 江崎川流域=12.2, 朝六川流域=5.5, 天王川流域=17.4, 浅水川流域=24.8, 一光川流域=8.8, 大味川流域=10.8, 山内川流域=4.5	七瀬川流域=(5, 11.2), 鹿嶋川流域=(5, 5.8), 荒川流域=(5, 9.1), 狐川流域=(5, 5.1), 志津川流域=(5, 11.1), 江崎川流域=(5, 8.4), 朝六川流域=(5, 4.8), 一光川流域=(5, 8.8), 大味川流域=(7, 10.6), 日野川流域=(7, 38.2), 足羽川流域=(7, 26.5), 山内川流域=(5, 4.5)	九頭竜川[中角], 日野川下流[深谷], 九頭竜川水系日野川中流[乱橋], 九頭竜川水系足羽川[九十九橋]	九頭竜川[中角], 九頭竜川水系竹田川[六日]	九頭竜川[中角], 九頭竜川水系日野川中流[乱橋], 九頭竜川水系足羽川[九十九橋]				
	あわら市	観音川流域=8.1, 宮谷川流域=5.9, 熊坂川流域=5.1	観音川流域=(5, 8.1), 宮谷川流域=(5, 5.9), 竹田川流域=(7, 19.3)	九頭竜川水系竹田川[六日]	九頭竜川水系竹田川[六日]				
	坂井市	兵庫川流域=9.9, 田島川流域=4	---	九頭竜川[中角], 九頭竜川水系竹田川[六日]	九頭竜川[中角], 九頭竜川水系竹田川[六日]				
	永平寺町	永平寺川流域=7, 雁川流域=4, 河内川流域=6.2, 荒川流域=6.1	永平寺川流域=(5, 7), 雁川流域=(5, 4), 河内川流域=(5, 5), 荒川流域=(5, 6.1)	九頭竜川[中角]	九頭竜川[中角]				
	越前町	天王川流域=15.6, 和田川流域=6.5, 越知川流域=8.6, 越田川流域=6.1	天王川流域=(7, 12.5), 越知川流域=(7, 6.9)	---	---				
	福井県 鯖江市	浅水川流域=18.3, 穴田川流域=7.6, 鞍谷川流域=14.7, 河和田川流域=8.3, 吉野瀬川流域=10.8, 天神川流域=3.2, 神通川流域=5.6	浅水川流域=(8, 14.6), 鞍谷川流域=(8, 11.8), 河和田川流域=(8, 8.3), 日野川流域=(8, 22.2), 天神川流域=(8, 2.6)	九頭竜川水系日野川中流[乱橋]	九頭竜川水系日野川中流[乱橋]				
		越前市	天王川流域=5, 浅水川流域=9.6, 鞍谷川流域=10.8, 服部川流域=7.6, 水間川流域=7.4, 月尾川流域=6.9, 吉野瀬川流域=10.6, 大塩谷川流域=5.7	天王川流域=(9, 5), 鞍谷川流域=(6, 10.8), 服部川流域=(9, 6.1), 水間川流域=(6, 7.4), 月尾川流域=(6, 6.1), 日野川流域=(10, 21.1)	九頭竜川水系日野川中流[乱橋]	九頭竜川水系日野川中流[乱橋]			
		池田町	足羽川流域=21.2, 節子川流域=14, 水海川流域=12.2, 魚星川流域=13.6	足羽川流域=(7, 17), 節子川流域=(5, 14)	---	---			
		南越前町	日野川流域=25.1, 清水川流域=4.2, 牧谷川流域=5.2, 奥野々川流域=4, 阿久和川流域=5.5, 鹿島川流域=8	日野川流域=(5, 13.5)	---	---			
	福井県 勝山市	赤根川流域=8.8, 石徹白川流域=20.5, 清滝川流域=11.5, 木瓜川流域=4.2	木瓜川流域=(5, 4.2)	---	---				
浄土寺川流域=51.4, 岩屋川流域=8.6, 血川流域=9.3, 滝波川流域=13, 暮見川流域=5.5, 浄土寺川流域=6.4, 深川流域=4, 大蓮寺川流域=3.6		浄土寺川流域=(6, 5.1), 大蓮寺川流域=(6, 3.6)	---	---					
福井県 敦賀市	井の口川流域=9.1, 木ノ芽川流域=9.2, 黒河川流域=10.8	釜の川流域=(6, 21.5)	釜の川水系釜の川[具竹]	釜の川水系釜の川[具竹]					
	奥浜町	耳川流域=16.4	---	---					
	若狭町	野木川流域=7.6, 鳥羽川流域=8.4, はず川流域=14.3	はず川流域=(5, 14.3)	北川[高塚]	北川[高塚]				
福井県 小浜市	江古川流域=4.9, 多田川流域=5.2, 野木川流域=6.8, 松永川流域=9.2	江古川流域=(6, 4.9), 多田川流域=(6, 5.2), 北川流域=(8, 21)	北川[高塚], 南川水系南川[和久里]	北川[高塚], 南川水系南川[和久里]					
	高浜町	子生川流域=7, 関原川流域=9.5	---	---					
	おおい町	南川流域=14.6, 佐分利川流域=12.6	南川流域=(7, 11.7), 佐分利川流域=(5, 12.6)	---	---				
福井県 福井市	七瀬川流域=11.2, 八ノ川流域=5.5, 鹿嶋川流域=7.4, 荒川流域=10.7, 一乗谷川流域=9.7, 芦見川流域=7.5, 羽生川流域=9, 上味見川流域=12.4, 狐川流域=6.6, 未更毛川流域=6.9, 志津川流域=11.1, 江崎川流域=12.2, 朝六川流域=5.5, 天王川流域=17.4, 浅水川流域=24.8, 一光川流域=8.8, 大味川流域=10.8, 山内川流域=4.5	七瀬川流域=(5, 11.2), 鹿嶋川流域=(5, 5.8), 荒川流域=(5, 9.1), 狐川流域=(5, 5.1), 志津川流域=(5, 11.1), 江崎川流域=(5, 8.4), 朝六川流域=(5, 4.8), 一光川流域=(5, 8.8), 大味川流域=(7, 10.6), 日野川流域=(7, 38.2), 足羽川流域=(7, 26.5), 山内川流域=(5, 4.5)	九頭竜川[中角], 日野川下流[深谷], 九頭竜川水系日野川中流[乱橋], 九頭竜川水系足羽川[九十九橋]	九頭竜川[中角], 九頭竜川水系竹田川[六日]	九頭竜川[中角], 日野川下流[深谷], 九頭竜川水系日野川中流[乱橋], 九頭竜川水系足羽川[九十九橋]				
	あわら市	観音川流域=8.1, 宮谷川流域=5.9, 熊坂川流域=5.1	観音川流域=(5, 8.1), 宮谷川流域=(5, 5.9), 竹田川流域=(7, 19.3)	九頭竜川水系竹田川[六日]	九頭竜川水系竹田川[六日]				
	坂井市	兵庫川流域=9.9, 田島川流域=4	---	九頭竜川[中角], 九頭竜川水系竹田川[六日]	九頭竜川[中角], 九頭竜川水系竹田川[六日]				
	永平寺町	永平寺川流域=7, 雁川流域=4, 河内川流域=6.2, 荒川流域=6.1	永平寺川流域=(5, 7), 雁川流域=(5, 4), 河内川流域=(5, 5), 荒川流域=(5, 6.1)	九頭竜川[中角]	九頭竜川[中角]				
	越前町	天王川流域=15.6, 和田川流域=6.5, 越知川流域=8.6, 越田川流域=6.1	天王川流域=(7, 12.5), 越知川流域=(7, 6.9)	---	---				
	福井県 鯖江市	浅水川流域=18.3, 穴田川流域=7.6, 鞍谷川流域=14.7, 河和田川流域=8.3, 吉野瀬川流域=10.8, 天神川流域=3.2, 神通川流域=5.6	浅水川流域=(8, 14.6), 鞍谷川流域=(8, 11.8), 河和田川流域=(8, 8.3), 日野川流域=(8, 22.2), 天神川流域=(8, 2.6)	九頭竜川水系日野川中流[乱橋]	九頭竜川水系日野川中流[乱橋]				
		越前市	天王川流域=5, 浅水川流域=9.6, 鞍谷川流域=10.8, 服部川流域=7.6, 水間川流域=7.4, 月尾川流域=6.9, 吉野瀬川流域=10.6, 大塩谷川流域=5.7	天王川流域=(9, 5), 鞍谷川流域=(6, 10.8), 服部川流域=(9, 6.1), 水間川流域=(6, 7.4), 月尾川流域=(6, 6.1), 日野川流域=(10, 21.1)	九頭竜川水系日野川中流[乱橋]	九頭竜川水系日野川中流[乱橋]			
		池田町	足羽川流域=21.1, 節子川流域=14, 水海川流域=12.2, 魚星川流域=13.5	足羽川流域=(7, 16.9), 節子川流域=(5, 14)	---	---			
		南越前町	日野川流域=24.9, 清水川流域=4.2, 牧谷川流域=5.2, 奥野々川流域=4, 阿久和川流域=5.5, 鹿島川流域=8	日野川流域=(5, 13.5)	---	---			
	福井県 大野市	赤根川流域=8.8, 石徹白川流域=20.8, 清滝川流域=11.5, 木瓜川流域=4.2	木瓜川流域=(5, 4.2)	---	---				
浄土寺川流域=51.4, 岩屋川流域=8.6, 血川流域=9.3, 滝波川流域=13, 暮見川流域=5.5, 浄土寺川流域=6.4, 深川流域=4, 大蓮寺川流域=3.6		浄土寺川流域=(6, 5.1), 大蓮寺川流域=(6, 3.6)	---	---					
福井県 敦賀市	井の口川流域=9.1, 木ノ芽川流域=9.2, 黒河川流域=10.9	釜の川流域=(6, 21.5)	釜の川水系釜の川[具竹]	釜の川水系釜の川[具竹]					
	奥浜町	耳川流域=16.1	---	---					
	若狭町	野木川流域=7.6, 鳥羽川流域=8.4, はず川流域=14.1	はず川流域=(5, 14.1)	北川[高塚]	北川[高塚]				
福井県 小浜市	江古川流域=4.9, 多田川流域=5.2, 野木川流域=6.8, 松永川流域=9.1	江古川流域=(6, 4.9), 多田川流域=(6, 5.2), 北川流域=(8, 21)	北川[高塚], 南川水系南川[和久里]	北川[高塚], 南川水系南川[和久里]					
	高浜町	子生川流域=7, 関原川流域=9.1	---	---					
	おおい町	南川流域=14.3, 佐分利川流域=12.9	南川流域=(5, 14.3), 佐分利川流域=(6, 12.9)	---	---				

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表



福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行							改正案							
第5節 情報および被害乗降報告計画 第1 情報の収集および伝達 (1)～(3) (略) (4) 人的被害の数 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・統合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。							第5節 情報および被害乗降報告計画 第1 情報の収集および伝達 (1)～(3) (略) (4) 人的被害の数 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・統合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。 また、県は国の基準やガイドラインが示されるまでの間、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、親族等の同意を原則とするが、公表することが救助活動の円滑化に資すると県が判断する場合、災害発生後48時間以内を目的に安否不明者の氏名等公表を行う。							
第2～第5 (略) 別紙第1 災害報告事務一覧							第2～第5 (略) 別紙第1 災害報告事務一覧							
区分	県主管課	報告大別	報告事項	報告時期	報告内容	主管省庁	区分	県主管課	報告大別	報告事項	報告時期	報告内容	主管省庁	
総合	危機対策・防災課	災害全般	総合被害報告	即報・確定・年報	災害の状況、被害の程度・応急措置の概要	内閣府、消防庁	総合	危機対策・防災課	災害全般	総合被害報告	即報・確定・年報	災害の状況、被害の程度・応急措置の概要	内閣府、消防庁	
	危機対策・防災課	消 防	火災報告	速報・詳報	火災の状況、被害の程度・消防機関の活動	消防庁		危機対策・防災課	消 防	火災報告	速報・詳報	火災の状況、被害の程度・消防機関の活動	消防庁	
	地域福祉課	一般被害	災害救助法関係報告	速報・概況・確定	人的被害・家屋被害・救助実施状況	厚生労働省社会援護局		地域福祉課	一般被害	災害救助法関係報告	速報・概況・確定	人的被害・家屋被害・救助実施状況	内閣府	
	地域医療課	医療施設	公的医療機関被害報告	確定	災害復旧事業費	厚生労働省健康局		地域医療課	医療施設	公的医療機関被害報告	確定	災害復旧事業費	厚生労働省健康局	
	保健予防課	防 疫	被害状況報告	速報	家屋被害・患者発生			家屋被害・患者発生防疫活動・経費	保健予防課	防 疫	被害状況報告	速報		家屋被害・患者発生
			防疫活動報告	日報・完了報告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費						防疫活動報告	日報・完了報告		家屋被害・患者発生防疫活動・経費
	医薬・食品衛生課	水 道	水道施設被害報告	速報・詳報	災害復旧事業費			北陸農政局	医薬・食品衛生課	水 道	水道施設被害報告	速報・詳報		災害復旧事業費
	園芸振興課	農 林	農林水産業被害報告	速報・概況・確定	農業被害((1)施設等被害、(2)農作物等被害)	中山間農業・畜産課			園芸振興課	農 林	農林水産業被害報告	速報・概況・確定	農業被害((1)施設等被害、(2)農作物等被害)	
	中山間農業・畜産課	農 林	畜産関係被害報告	速報・確定	家畜・畜産物、飼料作物・畜舎・施設			水産庁	中山間農業・畜産課	農 林	畜産関係被害報告	速報・確定	家畜・畜産物、飼料作物・畜舎・施設	水産庁
	水産課	水 産	水産業被害報告	速報・概況・確定	漁船・漁場・養殖物・その他の水産物・水産業協同組合在庫品・漁具・養殖施設・共同・非共同利用施設	農林水産省所管 漁港施設被害報告			水産課	水 産	水産業被害報告	速報・概況・確定	漁船・漁場・養殖物・その他の水産物・水産業協同組合在庫品・漁具・養殖施設・共同・非共同利用施設	
		公共土木	速報・確定	海岸・漁港施設・潮位・風速・波向・波高	速報・確定			海岸・漁港施設・潮位・風速・波向・波高						
	県産材活用課	農 林	農林水産業被害報告	速報・概況・確定	林産物等被害	林野庁		県産材活用課	農 林	農林水産業被害報告	速報・概況・確定	林産物等被害	林野庁	
森づくり課	農 林	農林水産業被害報告	速報・概況・確定	施設等被害	森づくり課		農 林	農林水産業被害報告	速報・概況・確定	施設等被害				

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行						改正案					
	施設被害	治山施設災害報告	速報・概況・確定	治山施設(林地荒廃防止施設)			施設被害	治山施設災害報告	速報・概況・確定	治山施設(林地荒廃防止施設)	
農村振興課	農 林	農地農業用施設被害報告	確定	農地農業用施設(水系別)	北陸農政局	農村振興課	農 林	農地農業用施設被害報告	確定	農地農業用施設(水系別)	北陸農政局
	公共土木	農林水産省構造改善局所管海岸・地すべり防止施設災害報告	確定	海岸・地すべり防止施設			公共土木	農林水産省構造改善局所管海岸・地すべり防止施設災害報告	確定	海岸・地すべり防止施設	
道路保全課	公共土木	県管理道路被害報告	速報・確定	道路被害状況	国土交通省道路局	道路保全課	公共土木	県管理道路被害報告	速報・確定	道路被害状況	国土交通省道路局
砂防防災課	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	確定	河川・海岸・道路・橋梁・砂防等施設	国土交通省水管理・国土保全局	砂防防災課	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	確定	河川・海岸・道路・橋梁・砂防等施設	国土交通省水管理・国土保全局
	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	速報	被害(人家・人命、公共施設)の状況・応急対策	国土交通省砂防部水管理・国土保全局砂防部		公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	速報	被害(人家・人命、公共施設)の状況・応急対策	国土交通省砂防部水管理・国土保全局砂防部
港湾空港課	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	速報・確定	海岸・港湾施設・波高・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局	港湾空港課	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	速報・確定	海岸・港湾施設・波高・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局
都市計画課	都市施設	都市施設被害報告	確定	街路・公園等	国土交通省都市局	都市計画課	都市施設	都市施設被害報告	確定	街路・公園等	国土交通省都市局
建築住宅課	住宅	公営住宅被害報告	確定	公営住宅	国土交通省住宅局	建築住宅課	住宅	公営住宅被害報告	確定	公営住宅	国土交通省住宅局
学校振興課	公立学校	公立文教施設被害報告	速報・確定	小中学校施設	文部科学省大臣官房文教施設部	学校振興課	公立学校	公立文教施設被害報告	速報・確定	小中学校施設	文部科学省大臣官房文教施設部

第6節 (略)

第7節 災害救助法の適用に関する計画

第1～第3 (略)

第4 救助の種類および実施機関

救助の種類	実施者(※)	実施期間	計 画
避難所の設置	市町	7日	第8節 避難計画
災害にかかった者の救出	市町	3日	第9節 救出計画
炊出しその他による食品の給与	市町	7日	第11節 米穀等食料供給計画
被服、寝具その他生活必需品の給与	市町	10日	第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画
飲料水の供給	市町	7日	第13節 給水計画

第6節 (略)

第7節 災害救助法の適用に関する計画

第1～第3 (略)

第4 救助の種類および実施機関

救助の種類	実施者(※)	実施期間	計 画
避難所の設置	市町	7日	第8節 避難計画
災害にかかった者の救出	市町	3日	第9節 救出計画
炊出しその他による食品の給与	市町	7日	第11節 米穀等食料供給計画
被服、寝具その他生活必需品の給与	市町	10日	第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画
飲料水の供給	市町	7日	第13節 給水計画

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行				改 正 案			
応急仮設住宅の供与	県	20日以内着工	第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画	応急仮設住宅の供与	県	20日以内着工	第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画
災害にかかった住宅の応急修理	市町	1カ月以内完成	第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画	災害にかかった住宅の応急修理	市町	<u>3</u> カ月以内完成	第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画
医療および助産	県	14日および7日	第15節 医療助産計画	医療および助産	県	14日および7日	第15節 医療助産計画
死体の捜索、処理、埋葬	市町	10日	第17節 死体の捜索および処理ならびに埋葬等計画	死体の捜索、処理、埋葬	市町	10日	第17節 死体の捜索および処理ならびに埋葬等計画
障害物の除去	市町	10日	第18節 障害物の除去計画	障害物の除去	市町	10日	第18節 障害物の除去計画
学用品の給与	市町	教科書 1カ月以内 文房具等 15日以内	第19節 文教対策計画	学用品の給与	市町	教科書 1カ月以内 文房具等 15日以内	第19節 文教対策計画
応急救助のための輸送	市町	救助種目ごとの救助期間中	第20節 輸送計画	応急救助のための輸送	市町	救助種目ごとの救助期間中	第20節 輸送計画
応急救助のための賃金職員雇上げ	市町	救助種目ごとの救助期間中	第22節 要員確保計画	応急救助のための賃金職員雇上げ	市町	救助種目ごとの救助期間中	第22節 要員確保計画
第5（略）				第5（略）			
第8節 避難計画 第1～第2（略） 第3 避難場所および避難所の選定、開設等 （1）～（5）（略） （6）避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い視点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。				第8節 避難計画 第1～第2（略） 第3 避難場所および避難所の選定、開設等 （1）～（5）（略） （6）避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い視点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。 市町は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。			
（7）～（16）（略）				（7）～（16）（略）			
第4節～第13節（略）				第4節～第13節（略）			
第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画 第1（略） 第2 災害救助法が適用された場合 （1）（略） （2）住宅の応急修理 ①～③（略） ④ 期間 災害発生の日から1カ月以内に完成するものとする。 第3～第5（略）				第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画 第1（略） 第2 災害救助法が適用された場合 （1）（略） （2）住宅の応急修理 ①～③（略） ④ 期間 災害発生の日から <u>3</u> カ月以内に完成するものとする。 第3～第5（略）			

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第14節～第19節（略）</p> <p>第20節 輸送計画 第1～第2（略） 第3 輸送の方法 （1）～（3）（略） （4）海上輸送 陸上輸送が不可能な場合、または船艇等による輸送がより効果的な場合は、県は県有船舶の活用を図るとともに、中部運輸局福井運輸支局、敦賀海上保安部および海上自衛隊の協力のもとに敦賀港（桜E耐震岸壁）、福井港（北耐震岸壁Ⅰ）、和田港（外港耐震物揚場）を活用して海上輸送を実施するものとする。 （5）～（6）（略） 第4～第6（略）</p> <p>第21節 交通対策計画 第1～第2（略） 第3 交通規制に関する措置 （1）（略） （2）規制区間における消防本部、自衛隊等の措置命令等 通行禁止区域等において、警察官がその場にいらない場合に限り、自衛官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第3項の規定に基づき、車両その他の物件の移動等必要な措置命令を行うことができる。 （3）～（7）（略） 第4（略）</p> <p>第22節～第28節（略）</p> <p>第29節 第1（略） 第2 警備体制 （1）警察本部における体制の確立および改廃 警察本部長は、県内において災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、気象情報、災害の規模等により災害警備本部、災害警備対策室および災害警備連絡室を設置し、必要な体制を確立するものとする。 また、災害応急対策が完了し、体制を維持する必要がなくなったときは、体制を改廃するものとする。 （2）警察署における体制の確立および改廃 警察署長は、管内において災害が発生し、または発生するおそれがあり、県警察本部に災害警備本部又は災害警備対策室が設置された場合には、署災害警備本部を、警察本部に災害警備連絡室が設置された場合には、署災害警備連絡室を設置し、必要な体制を確立するものとする。 また、災害応急対策が完了し、体制を維持する必要がなくなったときは、体制を改廃するものとする。</p> <p>第3（略）</p> <p>第30節～第31節（略）</p>	<p>第14節～第19節（略）</p> <p>第20節 輸送計画 第1～第2（略） 第3 輸送の方法 （1）～（3）（略） （4）海上輸送 陸上輸送が不可能な場合、または船艇等による輸送がより効果的な場合は、県は県有船舶の活用を図るとともに、中部運輸局福井運輸支局、敦賀海上保安部および海上自衛隊の協力のもとに敦賀港（桜E耐震岸壁等）、福井港（北耐震岸壁Ⅰ）、和田港（外港耐震物揚場）を活用して海上輸送を実施するものとする。 （5）～（6）（略） 第4～第6（略）</p> <p>第21節 交通対策計画 第1～第2（略） 第3 交通規制に関する措置 （1）（略） （2）規制区間における消防本部、自衛隊等の措置命令等 通行禁止区域等において、警察官がその場にいらない場合に限り、自衛官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第3項の規定に基づき、車両その他の物件の移動等必要な措置命令を行うことができる。 （3）～（7）（略） 第4（略）</p> <p>第22節～第28節（略）</p> <p>第29節 第1（略） 第2 警備体制 （1）警察本部における体制の確立および改廃 警察本部長は、県内において災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、気象情報、災害の規模等により災害警備本部、災害警備対策室、災害警備連絡室または災害警備準備室を設置し、必要な体制を確立するものとする。 また、災害応急対策が完了し、体制を維持する必要がなくなったときは、体制を改廃するものとする。 （2）警察署における体制の確立および改廃 警察署長は、管内において災害が発生し、または発生するおそれがあり、県警察本部に災害警備本部又は災害警備対策室が設置された場合には、署災害警備本部を、警察本部に災害警備連絡室または災害警備準備室が設置された場合には、署情に応じて署災害警備連絡室または署災害警備準備室を設置し、必要な体制を確立するものとする。 また、災害応急対策が完了し、体制を維持する必要がなくなったときは、体制を改廃するものとする。</p> <p>第3（略）</p> <p>第30節～第31節（略）</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第3 2節 電気通信施設、放送施設災害応急対策計画</p> <p>第1 電気通信施設 西日本電信電話株、(株)NTTドコモ、KDDI(株)およびソフトバンク(株)は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。 (1)～(2) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 3節～第3 9節 (略)</p> <p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 民生安定計画</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 災害弔慰金等の支給 (1) 対象となる自然災害 ①～② (略) ③県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の自然災害 ④ (略) (2) (略)</p> <p>第6～第9 (略)</p> <p>第3節 経済秩序安定計画</p> <p>第1 金融措置 (1) (略) (2) 融資計画</p> <p>ア (ア) (略) (イ) 生活福祉資金(災害援護資金。以下「生活福祉資金」という。)の貸付 福井県社会福祉協議会は、小規模の災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸し付け必要な援助指導を行う。 また、被災した家屋を増築、改築拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。 (ウ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p>	<p>第3 2節 電気通信施設、放送施設災害応急対策計画</p> <p>第1 電気通信施設 西日本電信電話株、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)および楽天モバイル(株)は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。 (1)～(2) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 3節～第3 9節 (略)</p> <p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 民生安定計画</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 災害弔慰金等の支給 (1) 対象となる自然災害 ①～② (略) ③県内において災害救助法第2条第1項が適用された市町が1以上ある場合の自然災害 ④ (略) (2) (略)</p> <p>第6～第9 (略)</p> <p>第3節 経済秩序安定計画</p> <p>第1 金融措置 (1) (略) (2) 融資計画</p> <p>ア (ア) (略) (イ) 生活福祉資金の貸付 福井県社会福祉協議会は、小規模の災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸し付け必要な援助指導を行う。 また、被災した家屋を増築、改築拡張または補修するために必要な経費として、福祉資金の貸付けを行う。 (ウ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案																
<p>福井県地域防災計画（震災対策編）</p> <p>第1章 総則 第1節（略） 第2節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 第1～第2（略） 第3 処理すべき事務または業務の大綱 1～2（略） 3. 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="103 459 1099 703"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～13.（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14. 近畿地方整備局 （福井河川国道事務所、 足羽ダム工事事務 所、九頭竜川ダム統 合管理事務所）</td> <td>(1)（略） (2) 直轄公共土木施設の災害の発生防禦と拡大防止 (3)～（6）（略）</td> </tr> <tr> <td>15. ～20.（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4～6（略） 第3節～第4節（略） 第2章 災害予防計画 第1節 第1～第3（略） 第4 災害教訓の伝承 県民は、自ら災害教訓の伝承に努める。県および市町は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。 第5節～第9節（略） 第10節 津波に強いまちづくり計画 第1（略） 第2 津波に強いまちづくりの形成 (1)～（2）略 (3) 津波浸水想定の設定 県および市町は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。 今後県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき設定・公表した津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域として指定するよう努める。 市町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等または主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。 市町は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避</p>	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1. ～13.（略）		14. 近畿地方整備局 （福井河川国道事務所、 足羽ダム工事事務 所、九頭竜川ダム統 合管理事務所）	(1)（略） (2) 直轄公共土木施設の災害の発生防禦と拡大防止 (3)～（6）（略）	15. ～20.（略）		<p>福井県地域防災計画（震災対策編）</p> <p>第1章 総則 第1節（略） 第2節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 第1～第2（略） 第3 処理すべき事務または業務の大綱 1～2（略） 3. 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1133 459 2130 703"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～13.（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14. 近畿地方整備局 （福井河川国道事務所、 足羽ダム工事事務 所、九頭竜川ダム統 合管理事務所）</td> <td>(1)（略） (2) 直轄公共土木施設の災害の発生防御と拡大防止 (3)～（6）（略）</td> </tr> <tr> <td>15. ～20.（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4～6（略） 第3節～第4節（略） 第2章 災害予防計画 第1節 第1～第3（略） 第4 災害教訓の伝承 県民は、自ら災害教訓の伝承に努める。県および市町は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 第5節～第9節（略） 第10節 津波に強いまちづくり計画 第1（略） 第2 津波に強いまちづくりの形成 (1)～（2）略 (3) 津波浸水想定の設定 県および市町は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。 県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき設定・公表した津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域として指定する。 市町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等または主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。 市町は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避</p>	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1. ～13.（略）		14. 近畿地方整備局 （福井河川国道事務所、 足羽ダム工事事務 所、九頭竜川ダム統 合管理事務所）	(1)（略） (2) 直轄公共土木施設の災害の発生防 御 と拡大防止 (3)～（6）（略）	15. ～20.（略）	
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																
1. ～13.（略）																	
14. 近畿地方整備局 （福井河川国道事務所、 足羽ダム工事事務 所、九頭竜川ダム統 合管理事務所）	(1)（略） (2) 直轄公共土木施設の災害の発生防禦と拡大防止 (3)～（6）（略）																
15. ～20.（略）																	
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																
1. ～13.（略）																	
14. 近畿地方整備局 （福井河川国道事務所、 足羽ダム工事事務 所、九頭竜川ダム統 合管理事務所）	(1)（略） (2) 直轄公共土木施設の災害の発生防 御 と拡大防止 (3)～（6）（略）																
15. ～20.（略）																	

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第1 1節～第1 5節 (略)</p> <p>第1 6節 交通施設災害予防計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 道路施設</p> <p>(1) 道路等の整備</p> <p>① 幹線道路網の整備</p> <p>交通網の中核である幹線道路を緊急輸送ルートとして活用するため、福井県広域道路整備基本計画に基づき、高速自動車道と一体となった幹線道路網の整備を推進するほか、地域的な防災体制の確立のため、市町と基幹道路および市町と防災上拠点となる都市、防災上拠点となる都市間のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進する。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第1 7節～第2 2節 (略)</p> <p>第2 3節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 民間団体等との協定</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他 (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第2 4節～第2 5節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 津波関係の情報の種類と概要</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>② 津波警報等の留意事項等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第1 1節～第1 5節 (略)</p> <p>第1 6節 交通施設災害予防計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 道路施設</p> <p>(1) 道路等の整備</p> <p>① 幹線道路網の整備</p> <p>交通網の中核である幹線道路を緊急輸送ルートとして活用するため、福井県新広域道路交通計画に基づき、高速自動車道と一体となった幹線道路網の整備を推進するほか、地域的な防災体制の確立のため、市町と基幹道路および市町と防災上拠点となる都市、防災上拠点となる都市間のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進する。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第1 7節～第2 2節 (略)</p> <p>第2 3節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 民間団体等との協定</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他 (略)</p> <p>関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社と締結している「大規模災害時における相互連携に関する協定」</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第2 4節～第2 5節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 津波関係の情報の種類と概要</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>② 津波警報等の留意事項等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。</p> <p>ウ (略)</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																								
<p>(2) 津波予報 <津波予報の発表基準と発表内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">発表基準</th> <th style="text-align: center;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 津波情報</p> <p>① 津波情報の発表等 津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。</p> <p><津波情報の種類と発表内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">情報の種類</th> <th style="text-align: center;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻^(※1)や予想される津波の高さ(発表される津波の高さの値は、表<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>参照)</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表^(※2)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表^(※3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 各津波予報区の津波の到達予想時刻について ・最も速く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p> <p>(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、およびその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(※1) や予想される津波の高さ(発表される津波の高さの値は、表<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>参照)	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(※2)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(※3)	<p>(2) 津波予報 <津波予報の発表基準と発表内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">発表基準</th> <th style="text-align: center;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき^(注)(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき^(注)(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 津波情報</p> <p>① 津波情報の発表等 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、<u>各津波予報区</u>の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、<u>各観測点</u>の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</p> <p><津波情報の種類と発表内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">情報の種類</th> <th style="text-align: center;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報^(※1)</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻^(※2)や予想される津波の高さ(発表内容は、表<津波警報の種類と発表される津波の高さ等>参照)</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表^(※3)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表^(※4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。</p> <p>(※2) この情報で発表される到達予想時刻は、各予報区で最も速く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p> <p>(※3) 津波観測に関する情報の発表内容について ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、およびその時点^{まで}に観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(※1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(※2) や予想される津波の高さ(発表内容は、表<津波警報の種類と発表される津波の高さ等>参照)	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(※3)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(※4)
	発表基準	発表内容																																							
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																																							
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																							
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																							
情報の種類	発表内容																																								
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(※1) や予想される津波の高さ(発表される津波の高さの値は、表<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>参照)																																								
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																																								
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(※2)																																								
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(※3)																																								
	発表基準	発表内容																																							
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																																							
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																							
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表																																							
情報の種類	発表内容																																								
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(※1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(※2) や予想される津波の高さ(発表内容は、表<津波警報の種類と発表される津波の高さ等>参照)																																								
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																																								
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(※3)																																								
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(※4)																																								

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																
<p><最大波の観測値の発表内容></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発表中の津波警報等</th> <th style="width: 35%;">発表基準</th> <th style="width: 50%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>観測された津波の高さ > 1 m</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>観測された津波の高さ ≤ 1 m</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>観測された津波の高さ ≥ 0.2 m</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>観測された津波の高さ < 0.2 m</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、およびこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。 最大波の観測値および推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p>・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。</p> <p>② (略)</p> <p>第3 地震関係の情報の種類と概要</p> <p>(1) 緊急地震速報</p> <p>① 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 地震情報の種類とその内容</p>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表	津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	<p><沿岸で観測された津波の最大波の発表内容></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">警報・注意報の発表状況</th> <th style="width: 35%;">観測された津波の高さ</th> <th style="width: 40%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>1m 超</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m 以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>0.2m 以上</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m 未満</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。 最大波の観測値および推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p><沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注)）の発表内容></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発表中の津波警報等</th> <th style="width: 35%;">沿岸で推定される津波の高さ</th> <th style="width: 50%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>3m 超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>3m 以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>1m 超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m 以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>② (略)</p> <p>第3 地震関係の情報の種類と概要</p> <p>(1) 緊急地震速報</p> <p>① 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 地震情報の種類とその内容</p>	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	1m 超	数値で発表	1m 以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2m 以上	数値で発表	0.2m 未満	「観測中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																															
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表																																															
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表																																															
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表																																															
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表																																															
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																																															
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容																																															
大津波警報	1m 超	数値で発表																																															
	1m 以下	「観測中」と発表																																															
津波警報	0.2m 以上	数値で発表																																															
	0.2m 未満	「観測中」と発表																																															
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																																															
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容																																															
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																															
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																															
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																															
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																															
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																															

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行			改正案																																																					
<p><地震情報の種類と発表基準・内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</td> </tr> </tbody> </table>			地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	<p><地震情報の種類と発表基準・内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報 <u>（注）</u></td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報 <u>（注）</u></td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td><u>長周期地震動に関する観測情報</u></td> <td>・<u>震度3以上</u></td> <td><u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u></td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td> </tr> </tbody> </table>			地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源・震度に関する情報 <u>（注）</u>	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報 <u>（注）</u>	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	・ <u>震度3以上</u>	<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u>	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
地震情報の種類	発表基準	内容																																																						
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																																																						
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																																																						
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																																						
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。																																																						
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																																																						
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。																																																						
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。																																																						
地震情報の種類	発表基準	内容																																																						
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																																																						
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																																																						
震源・震度に関する情報 <u>（注）</u>	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																																						
各地の震度に関する情報 <u>（注）</u>	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。																																																						
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。																																																						
<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	・ <u>震度3以上</u>	<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u>																																																						
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。																																																						
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																																																						
<p>第4～第5（略） 第6 異常現象発見者の通報義務 （1）（略） （2）市町長からその他の関係機関への通報は第3章第6節に定めるところにより行う。</p>			<p><u>（注）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。</u> <u>気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」および「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。</u> 第4～第5（略） 第6 異常現象発見者の通報義務 （1）（略） （2）市町長からその他の関係機関への通報は第3章第6節に定めるところにより行う。</p>																																																					

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1図 津波警報等伝達系統図</p> <p>第6節 災害情報収集伝達計画 第1 (略) 第2 震災に関する情報の収集および伝達 (1) 略 (2) 県の実施体制 ①～⑩ (略) ⑪ 人的被害の数 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</p> <p>(3)～(5) (略) 第3 被害状況報告 (1)～(2) (略)</p>	<p>第1図 津波警報等伝達系統図</p> <p>第6節 災害情報収集伝達計画 第1 (略) 第2 震災に関する情報の収集および伝達 (1) 略 (2) 県の実施体制 ①～⑩ (略) ⑪ 人的被害の数 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</p> <p>また、県は国の基準やガイドラインが示されるまでの間、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、親族等の同意を原則とするが、公表することが救助活動の円滑化に資すると県が判断する場合、災害発生後48時間以内を目途に安否不明者の氏名等公表を行う。</p> <p>(3)～(5) (略) 第3 被害状況報告 (1)～(2) (略)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・※1 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 ・※2 通信障害時に通知先が福井河川国道事務所になる。 ・二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 ・二重線の経路は気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 ・津波注意報の通報先は、津波警報の通知先と基本的内同じであるが、法定伝達に当たらない。また、NTTは津波注意報の通知は行わない。 ・□の経路は、県防災行政無線。 ・○の経路は、防災情報提供システム(インターネット)または気象庁HP。 ・◎の経路は、防災情報提供システム(専用線)。

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																				
<p>(3) 報告の方法 ①～② (略) ③報告の方法</p> <p>被害情報連絡体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報連絡内容</th> <th>情報収集・連絡系統図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 被害・復旧の状況</td> <td>⇐</td> </tr> <tr> <td>① 人的被害・家屋被害・火災状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>② 道路状況・交通状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>③ 堤防・護岸・港湾施設の状況</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第7節～第8節 (略) 第9節 避難計画 第1 (略) 第2 避難体制 (1)～(3) 略 (4) 避難所の運営 (中略) 市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</p> <p>(中略) 県および市町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。</p> <p>第3～第5 (略) 第10節～第16節 (略) 第17節 第1～第2 第3 交通規制対策 (1) (略) (2) 交通規制措置 ① 規制の実施および緊急交通路の指定 県警察は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の</p>	情報連絡内容	情報収集・連絡系統図	I 被害・復旧の状況	⇐	① 人的被害・家屋被害・火災状況		② 道路状況・交通状況		③ 堤防・護岸・港湾施設の状況		<p>(3) 報告の方法 ①～② (略) ③報告の方法</p> <p>被害情報連絡体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報連絡内容</th> <th>情報収集・連絡系統図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 被害・復旧の状況</td> <td>⇐</td> </tr> <tr> <td>① 人的被害・家屋被害・火災状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>② 道路状況・交通状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>③ 堤防・護岸・港湾施設の状況</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第7節～第8節 (略) 第9節 避難計画 第1 (略) 第2 避難体制 (1)～(3) 略 (4) 避難所の運営 (中略) 市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</p> <p>市町は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。</p> <p>(中略) 県および市町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。</p> <p>第3～第5 (略) 第10節～第16節 (略) 第17節 第1～第2 第3 交通規制対策 (1) (略) (2) 交通規制に関する措置 ① 規制の実施および緊急交通路の指定 県警察は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の</p>	情報連絡内容	情報収集・連絡系統図	I 被害・復旧の状況	⇐	① 人的被害・家屋被害・火災状況		② 道路状況・交通状況		③ 堤防・護岸・港湾施設の状況	
情報連絡内容	情報収集・連絡系統図																				
I 被害・復旧の状況	⇐																				
① 人的被害・家屋被害・火災状況																					
② 道路状況・交通状況																					
③ 堤防・護岸・港湾施設の状況																					
情報連絡内容	情報収集・連絡系統図																				
I 被害・復旧の状況	⇐																				
① 人的被害・家屋被害・火災状況																					
② 道路状況・交通状況																					
③ 堤防・護岸・港湾施設の状況																					

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制または県指定交通規制を実施する。</p> <p>当該計画の中で、緊急交通路指定予定路線に選定している北陸自動車道、近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）、中部縦貫自動車道永平寺大野道路の各道路を必要に応じて指定し、警察庁の調整のもと、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。</p> <p>また、県指定交通規制は、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要幹線道路を必要に応じて指定する。</p> <p>第18節～第31節（略）</p>	<p>抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制を実施する。</p> <p>当該計画の中で、緊急交通路指定予定路線に選定している北陸自動車道、近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）、中部縦貫自動車道永平寺大野道路の各道路を必要に応じて指定し、警察庁の調整のもと、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。</p> <p>また、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要幹線道路を必要に応じ指定する。</p> <p>第18節～第31節（略）</p>

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																												
<p>福井県地域防災計画（雪害対策編）</p> <p>第1章 総則 第1節（略） 第2節 第1～第6 第7 指定公共機関および指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株)(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株) </td> <td> (1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧 </td> </tr> <tr> <td> 2. 電力関係機関 ・北陸電力(株) (福井支店) ・関西電力(株) (原子力事業本部) (送配電カンパニー京都支社) ・日本原子力発電(株) (敦賀発電所) ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 </td> <td> (1) 発電設備等の耐雪化等 (2) 情報連絡体制の充実強化 (3) 電気施設の応急復旧 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第8（略）</p> <p>第3節 福井県の降積雪の状況および雪害 第1 降積雪の状況 (1) 福井</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深積雪</th> <th>降雪合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>147</td> <td>383</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>14</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 敦賀</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深積雪</th> <th>降雪合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>57</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株)(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧	2. 電力関係機関 ・北陸電力(株) (福井支店) ・関西電力(株) (原子力事業本部) (送配電カンパニー京都支社) ・日本原子力発電(株) (敦賀発電所) ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(1) 発電設備等の耐雪化等 (2) 情報連絡体制の充実強化 (3) 電気施設の応急復旧 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証		最深積雪	降雪合計	H30	147	383	31	14	45		最深積雪	降雪合計	H30	57	225	31	3	3	<p>福井県地域防災計画（雪害対策編）</p> <p>第1章 総則 第1節（略） 第2節 第1～第6 第7 指定公共機関および指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株)(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株) </td> <td> (1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧 </td> </tr> <tr> <td> 2. 電力関係機関 ・北陸電力(株) (福井支店) (北陸電力送配電(株)) ・関西電力(株) (原子力事業本部) (関西電力送配電(株)) ・日本原子力発電(株) (敦賀発電所) ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 </td> <td> (1) 発電設備等の耐雪化等 (2) 情報連絡体制の充実強化 (3) 電気施設の応急復旧 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第8（略）</p> <p>第3節 福井県の降積雪の状況および雪害 第1 降積雪の状況 (1) 福井</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深積雪</th> <th>降雪合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>147</td> <td>383</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>14</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>107</td> <td>236</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 敦賀</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深積雪</th> <th>降雪合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>57</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>9</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>17</td> <td>119</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株)(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧	2. 電力関係機関 ・北陸電力(株) (福井支店) (北陸電力送配電(株)) ・関西電力(株) (原子力事業本部) (関西電力送配電(株)) ・日本原子力発電(株) (敦賀発電所) ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(1) 発電設備等の耐雪化等 (2) 情報連絡体制の充実強化 (3) 電気施設の応急復旧 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証		最深積雪	降雪合計	H30	147	383	31	14	45	R2	4	7	R3	107	236		最深積雪	降雪合計	H30	57	225	31	3	3	R2	9	16	R3	17	119
機関名	処理すべき事務または業務の大綱																																																												
1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株)(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧																																																												
2. 電力関係機関 ・北陸電力(株) (福井支店) ・関西電力(株) (原子力事業本部) (送配電カンパニー京都支社) ・日本原子力発電(株) (敦賀発電所) ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(1) 発電設備等の耐雪化等 (2) 情報連絡体制の充実強化 (3) 電気施設の応急復旧 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証																																																												
	最深積雪	降雪合計																																																											
H30	147	383																																																											
31	14	45																																																											
	最深積雪	降雪合計																																																											
H30	57	225																																																											
31	3	3																																																											
機関名	処理すべき事務または業務の大綱																																																												
1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株)(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧																																																												
2. 電力関係機関 ・北陸電力(株) (福井支店) (北陸電力送配電(株)) ・関西電力(株) (原子力事業本部) (関西電力送配電(株)) ・日本原子力発電(株) (敦賀発電所) ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(1) 発電設備等の耐雪化等 (2) 情報連絡体制の充実強化 (3) 電気施設の応急復旧 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証																																																												
	最深積雪	降雪合計																																																											
H30	147	383																																																											
31	14	45																																																											
R2	4	7																																																											
R3	107	236																																																											
	最深積雪	降雪合計																																																											
H30	57	225																																																											
31	3	3																																																											
R2	9	16																																																											
R3	17	119																																																											

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																		
<p>第2 過去の主な雪害 (1)～(7) (略) (新設)</p>	<p>第2 過去の主な雪害 (1)～(7) (略) (8) 令和3年大雪</p> <p><u>ア 気象の状況</u> 1月7日から10日にかけて強い冬型の気圧配置となり、大陸の山脈で二手に分かれた寒気が嶺北地方付近の日本海上で合流して発達した雨雲が県内に流れ込んだ。このため、福井県は嶺北地方を中心に記録的大雪となり、福井市と大野市では「顕著な大雪に関する福井県情報」が発表された。嶺北地方では、高速道路、国道8号が通行止めとなり、北陸自動車道では、一時、加賀ICから武生ICにかけて約1,600台の車両が滞留するなど、県民の生活に大きな支障を与えた。</p> <p><u>イ 降積雪の状況</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">観測所 区分</th> <th>福井</th> <th>大野</th> <th>九頭竜</th> <th>武生</th> <th>今庄</th> <th>敦賀</th> <th>小浜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総降雪量</td> <td>236</td> <td>535</td> <td>621</td> <td>210</td> <td>353</td> <td>119</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>日最大降雪量</td> <td>54</td> <td>63</td> <td>39</td> <td>32</td> <td>39</td> <td>13</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>最深積雪</td> <td>107</td> <td>166</td> <td>187</td> <td>64</td> <td>91</td> <td>17</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(総降雪量：令和2年12月～令和3年3月 日最大降雪量、最深積雪：令和3年1月7日～11日)</p> <p><u>ウ 被害の状況</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">人 的</td> <td>死 者</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>91人</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;">家 屋 等</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl;">住 家</td> <td>全 壊</td> <td>2棟</td> </tr> <tr> <td>半 壊</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>61棟</td> </tr> <tr> <td>家屋浸水</td> <td>床上 2棟 床下 14棟</td> </tr> <tr> <td>非住家</td> <td>半 壊</td> <td>2棟</td> </tr> </table> <p><u>エ 災害対応状況</u> (ア) 「福井県災害対策連絡室」を設置 (令和3年1月8日) (イ) 「福井県災害対策本部」を設置 (令和3年1月10日) (ウ) 自衛隊の災害派遣を要請 (令和3年1月10日)</p>	観測所 区分	福井	大野	九頭竜	武生	今庄	敦賀	小浜	総降雪量	236	535	621	210	353	119	42	日最大降雪量	54	63	39	32	39	13	0	最深積雪	107	166	187	64	91	17	0	人 的	死 者	6人	負傷者	91人	家 屋 等	住 家	全 壊	2棟	半 壊	1棟	一部損壊	61棟	家屋浸水	床上 2棟 床下 14棟	非住家	半 壊	2棟
観測所 区分	福井	大野	九頭竜	武生	今庄	敦賀	小浜																																												
総降雪量	236	535	621	210	353	119	42																																												
日最大降雪量	54	63	39	32	39	13	0																																												
最深積雪	107	166	187	64	91	17	0																																												
人 的	死 者	6人																																																	
	負傷者	91人																																																	
家 屋 等	住 家	全 壊	2棟																																																
		半 壊	1棟																																																
		一部損壊	61棟																																																
	家屋浸水	床上 2棟 床下 14棟																																																	
非住家	半 壊	2棟																																																	

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第2章 雪害予防計画 第1節 第1～第2（略） 第3 避難所および避難路の確保等 （1）避難所の確保 市町は、地域の人口および地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定するものとする。 指定避難所について、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることのできる体制が整備されているもの等を指定するものとする。 学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。</p> <p>（2）避難所の備蓄 市町は、避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄を図る。</p> <p>（3）避難所の設備 市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>（4）～（5）（略） 第4～第6（略） 第2節～第3節（略）</p> <p>第4節 交通対策計画 第1～第2（略） 第3 道路交通対策 （1）～（2）（略） （3）道路除雪計画の作成等 ア～イ（略） ウ タイムラインの作成 道路管理者は、関係機関と連携して除雪作業を実施するため、降雪時を想定したタイムラインを作成するものとする。</p> <p>（4）～（5）（略） 第4～第6（略） 第5節～第6節（略）</p>	<p>第2章 雪害予防計画 第1節 第1～第2（略） 第3 避難所および避難路の確保等 （1）避難所の確保 市町は、地域の人口および地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を考慮し、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定するものとする。 指定避難所について、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることのできる体制が整備されているもの等を指定するものとする。 学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。</p> <p>（2）避難所の備蓄 市町は、避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄を図る。 また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>（3）避難所の設備 市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>（4）～（5）（略） 第4～第6（略） 第2節～第3節（略）</p> <p>第4節 交通対策計画 第1～第2（略） 第3 道路交通対策 （1）～（2）（略） （3）道路除雪計画の作成等 ア～イ（略） ウ 集中的な大雪時の対応 道路管理者は、短期間の集中的な降雪に備えて、関係機関と連携し、大規模な車両滞留の予兆を把握し的確に対応するためのタイムラインを作成するものとする。 道路管理者は、特に集中的な大雪に対し、幹線道路上の大規模な車両滞留の回避を図り、県内の社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、関係機関と調整の上、予防的な通行規制などを行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p>（4）～（5）（略） 第4～第6（略） 第5節～第6節（略）</p>

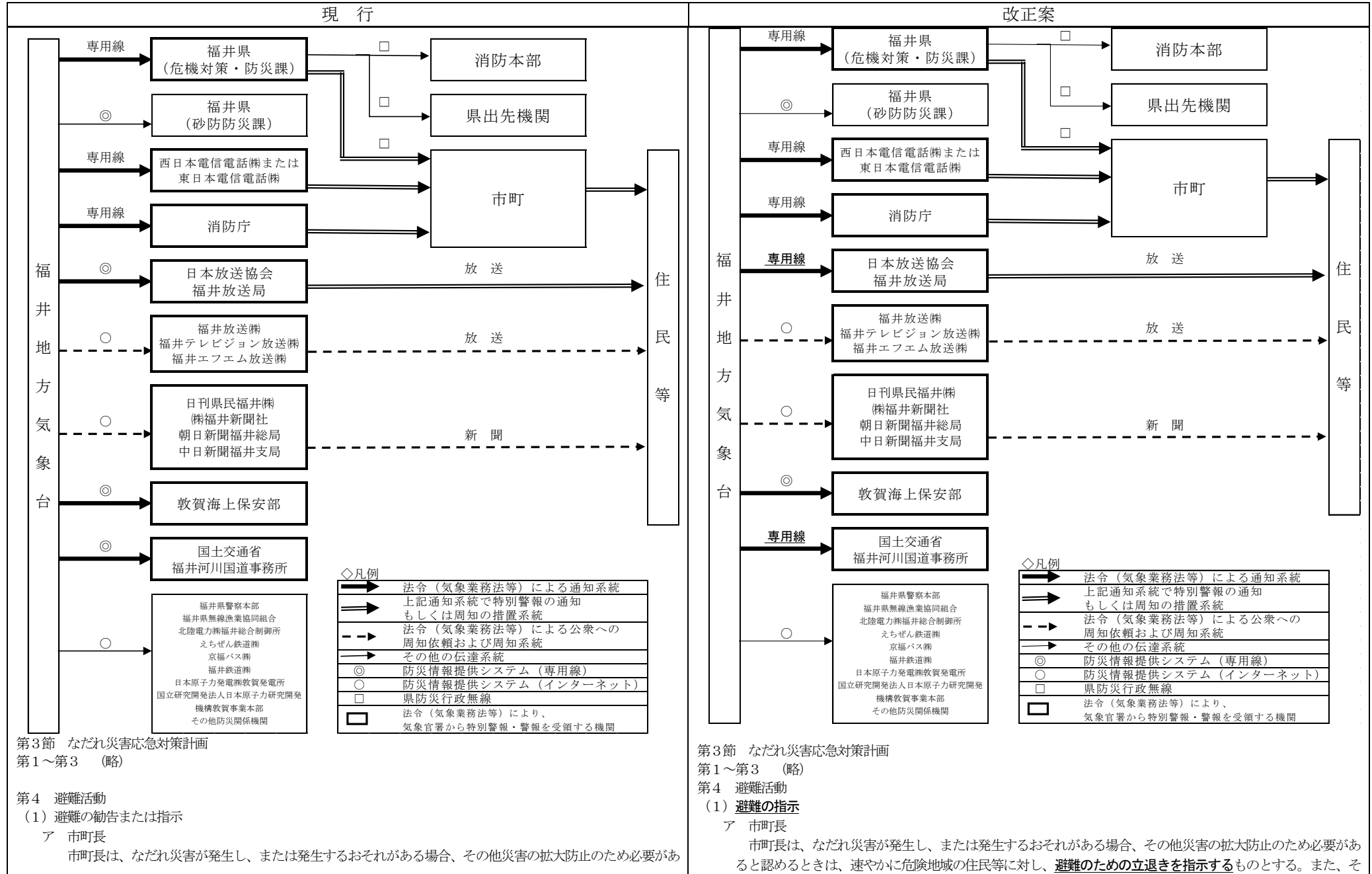
福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第7節 地域ぐるみ雪害予防推進計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 住民協力体制の確立</p> <p>(1) 住民に対する啓発活動の推進</p> <p>積雪時における安全の確保および雪害予防活動の推進のためには住民、事業所等の自主的な取組が不可欠であることから、県および市町は、降雪前のマイカーの満タン給油や灯油の買い置き、食料の備蓄、また路上駐車禁止、マイカー通勤の自粛、歩道等の除雪協力、不要不急の外出を控える等について普及啓発および広報に努めるものとする。併せて屋根雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事故、小型除雪機械による事故等の防止や除雪作業の際の健康管理や車両内における一酸化炭素中毒の危険性について周知の徹底に努めるものとする。</p> <p>第3 積雪時には高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者は特に大きな影響を受けることから、県および市町は、要配慮者が利用する施設の優先的除雪や、自力で除雪が困難な要配慮者に対する除雪ボランティアを企業や学校等を通じて確保するなど要配慮者に配慮した施策の推進を図るとともに、在宅の要配慮者等に対する定期的訪問および巡回健康相談、防災上必要な知識の普及啓発等の地域ぐるみの支援体制づくりに努めるものとする。</p> <p>市町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別計画」という。）を整備するよう努めるものとする。避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものととなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p>また、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>医療機関および社会福祉施設は、それぞれ救急医療体制、入所者への福祉サービスを維持するため、必要な医療・福祉業務の従事者および物資を確保する業務継続計画を策定するものとし、また、策定後は定期的な見直しを行うものとする。</p> <p>県は、福祉関係者機関等と連携し、市町における避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の整備が円滑に進むよう支援する。</p> <p>また、市町は、平時から個別計画の整備などを通じて、避難行動要支援者に対する除雪支援体制を確立するよう努めるほか、避難行動要支援者のニーズに応じた除雪支援制度の整備や、広報に努めるものとする。</p>	<p>第7節 地域ぐるみ雪害予防推進計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 住民協力体制の確立</p> <p>(1) 住民に対する啓発活動の推進</p> <p>積雪時における安全の確保および雪害予防活動の推進のためには住民、事業所等の自主的な取組が不可欠であることから、県および市町は、降雪前のマイカーの満タン給油や灯油の買い置き、食料の備蓄、また路上駐車禁止、マイカー通勤の自粛、歩道等の除雪協力、<u>テレワークの推進</u>、不要不急の外出を控える等について普及啓発および広報に努めるものとする。併せて屋根雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事故、小型除雪機械による事故等の防止や除雪作業の際の健康管理や車両内における一酸化炭素中毒の危険性について周知の徹底に努めるものとする。</p> <p>第3 積雪時には高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者は特に大きな影響を受けることから、県および市町は、要配慮者が利用する施設の優先的除雪や、自力で除雪が困難な要配慮者に対する除雪ボランティアを企業や学校等を通じて確保するなど要配慮者に配慮した施策の推進を図るとともに、在宅の要配慮者等に対する定期的訪問および巡回健康相談、防災上必要な知識の普及啓発等の地域ぐるみの支援体制づくりに努めるものとする。</p> <p>市町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。<u>また、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別避難計画」という。）を整備するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものととなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u>避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものととなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p>また、<u>市町地域防災計画に定めるところにより</u>、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等<u>など避難支援等に携わる関係者</u>に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>医療機関および社会福祉施設は、それぞれ救急医療体制、入所者への福祉サービスを維持するため、必要な医療・福祉業務の従事者および物資を確保する業務継続計画を策定するものとし、また、策定後は定期的な見直しを行うものとする。</p> <p><u>市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>県は、福祉関係者機関等と連携し、市町における避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の整備が円滑に進むよう支援する。</p> <p>また、市町は、平時から個別避難計画の整備などを通じて、避難行動要支援者に対する除雪支援体制を確立するよう努めるほか、避難行動要支援者のニーズに応じた除雪支援制度の整備や、広報に努めるものとする。</p>

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第4～第5（略） 第8節（略）</p> <p>第3章 雪害応急対策計画 第1節（略） 第2節 防災気象情報伝達計画 第1～第2（略） 第3 気象特別警報・警報・注意報等の伝達 （1）～（8）略 別図4（本節第3（1）関係） 特別警報・警報・注意報の伝達先および伝達系統</p>	<p>第4～第5（略） 第8節（略）</p> <p>第3章 雪害応急対策計画 第1節（略） 第2節 防災気象情報伝達計画 第1～第2（略） 第3 気象特別警報・警報・注意報等の伝達 （1）～（8）略 別図4（本節第3（1）関係） 特別警報・警報・注意報の伝達先および伝達系統</p>

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表



福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>ると認めるときは、速やかに危険地域の住民等に対し、避難のための立退きを勧告または指示するものとする。また、その旨を速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>イ 警察官 警察官は、市町長による避難の指示ができないと認めるとき、または市町長からの要求があったときは、危険地域の住民等に対し避難のための立退きを指示するものとする。また、その旨を速やかに市町長に通知するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 指示事項等の伝達 避難の勧告または指示を行う場合は、危険地域の住民等に対し、指定避難所、避難経路、避難時の注意事項等について明確に伝達するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 避難所の運営管理 避難所の運営に当たっては、食事供与の状況やトイレの設置状況をはじめ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護婦、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食の状況、し尿およびごみの処理状況など生活環境の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 県および市町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。 県および市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 交通確保計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 道路交通の確保</p> <p>(1) 県 県は、毎年11月に福井県除雪対策本部を設置するとともに、「道路雪対策基本計画」に基づき一般国道県管理区間および県道の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。 また、県知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>ア 除雪目標 除雪に際しての路線の区分は、交通量を基準とし路線の性格を勘案して別表7のとおり第1種、第2種および第3種とするとともに、最重点除雪路線を設定し除雪を実施するものとする。</p>	<p>の旨を速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>イ 警察官 警察官は、市町長による避難の指示ができないと認めるとき、または市町長からの要求があったときは、危険地域の住民等に対し避難のための立退きを指示するものとする。また、その旨を速やかに市町長に通知するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 指示事項等の伝達 避難の指示を行う場合は、危険地域の住民等に対し、指定避難所、避難経路、避難時の注意事項等について明確に伝達するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 避難所の運営管理 避難所の運営に当たっては、食事供与の状況やトイレの設置状況をはじめ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護婦、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食の状況、し尿およびごみの処理状況など生活環境の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 県および市町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数派の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。 県および市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 交通確保計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 道路交通の確保</p> <p>(1) 県 県は、毎年11月に福井県除雪対策本部を設置するとともに、「道路雪対策基本計画」に基づき一般国道県管理区間および県道の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。 また、県知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>ア 除雪目標 除雪に際しての路線の区分は、交通量を基準とし路線の性格を勘案して別表7のとおり第1種、第2種および第3種とするとともに、最重点除雪路線を設定し除雪を実施するものとする。</p>

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表7（本節第2（1）関係） 路線の区分		別表7（本節第2（1）関係） 路線の区分	
最重点 除雪路線	区分の目安	<p>県内外のアクセス路線として、北陸自動車道の各1. Cと国道8号、舞鶴若狭自動車道の各1. Cと国道27号を結ぶ路線を指定する。</p> <p>県内通過交通を対象とした路線として、日交通量15,000台以上の路線を基本に、南北に連なる路線を指定、さらにこれらの路線を結ぶ主要東西路線を指定し、梯子状の道路網を形成する。</p> <p>バスなどの公共交通路線や物流拠点へのアクセス道路を指定する。</p> <p>病院群輪番制参加病院および周産期母子医療センター等にアクセスする幹線道路および市町道路を指定する。※以下の11病院 （福井県立病院、福井済生会病院、福井赤十字病院、福井大学医学部附属病院、福井愛育病院、福井総合病院、福井勝山総合病院、公立丹南病院、市立敦賀病院、敦賀医療センター、杉田玄白記念公立小浜病院）</p> <p>原子力発電所の周辺地域と国道27号を結ぶ幹線道路を指定する。※以下の5施設 （高速増殖炉もんじゅ、敦賀原子力発電所、美浜原子力発電所、大飯原子力発電所、高浜原子力発電所）</p>	
	除雪目標	異常降雪時においても2車線以上の幅員を確保し、常時交通を確保する。	
区 分	区分の目安 （日交通量）	除 雪 目 標	
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。	
第2種	500～999台/日	2車線確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。	
第3種	500台/日未満	1車線幅員が必要な待避所を設けることを原則とする。	
注）異常降雪時とは、38豪雪・56豪雪・18豪雪・平成30年豪雪のような状況をさす。 イ～エ（略）			
(2) 近畿地方整備局福井河川国道事務所			
<p>国道8号および中部縦貫自動車道は、通行止めや大規模な車両滞留を可能な限り回避することが重要である。</p> <p>このため、近畿地方整備局福井河川国道事務所は、「雪害対策計画」に基づき、一般国道直轄指定区間の除雪を強化し、降雪時における道路交通の確保を図るものとする。</p>			
ア～エ（略）			
オ 一時通行止め			
<p>異常な降雪により、交通安全の確保および除雪作業が困難となるおそれがある場合は、あらかじめ予防的通行規制区間等に定めた区間を警察と連携の上、一時的に通行止めを行い除雪等の作業を行うものとする。また、交通閉鎖を行う場合は、多様な媒体や報道を利用して、利用者に対し、事前に広域迂回の情報を呼びかけ、交</p>			
最重点 除雪路線	区分の目安	<p>県内外のアクセス路線として、北陸自動車道の各1. Cと国道8号、舞鶴若狭自動車道の各1. Cと国道27号を結ぶ路線を指定する。</p> <p>県内通過交通を対象とした路線として、日交通量15,000台以上の路線を基本に、南北に連なる路線を指定、さらにこれらの路線を結ぶ主要東西路線を指定し、梯子状の道路網を形成する。</p> <p>中部縦貫自動車道を補完する路線として、国道416号等を指定する。</p> <p>バスなどの公共交通路線や物流拠点へのアクセス道路を指定する。</p> <p>病院群輪番制参加病院および周産期母子医療センター等にアクセスする幹線道路および市町道路を指定する。</p> <p>以下の11病院 （福井県立病院、福井済生会病院、福井赤十字病院、福井大学医学部附属病院、福井愛育病院、福井総合病院、福井勝山総合病院、公立丹南病院、市立敦賀病院、敦賀医療センター、杉田玄白記念公立小浜病院）</p> <p>原子力発電所の周辺地域と国道27号を結ぶ幹線道路を指定する。</p> <p>以下の5施設 （高速増殖炉もんじゅ、敦賀原子力発電所、美浜原子力発電所、大飯原子力発電所、高浜原子力発電所）</p>	
	除雪目標	異常降雪時においても2車線以上の幅員を確保し、常時交通を確保する。	
区 分	区分の目安 （日交通量）	除 雪 目 標	
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。	
第2種	500～999台/日	2車線確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。	
第3種	500台/日未満	1車線幅員が必要な待避所を設けることを原則とする。	
注）異常降雪時とは、38豪雪・56豪雪・18豪雪・平成30年豪雪・ 令和3年大雪 のような状況をさす。 イ～エ（略）			
(2) 近畿地方整備局福井河川国道事務所			
<p>国道8号および中部縦貫自動車道は、通行止めや大規模な車両滞留を可能な限り回避することが重要である。</p> <p>しかし、短期間の集中的な降雪が見込まれる場合には、人命を最優先とし、大規模な車両滞留を回避するために予防的通行止めをし、集中的な除雪を行うことで社会経済活動等への影響を最小限にとどめることを目指す。</p> <p>これらのために、近畿地方整備局福井河川国道事務所は、「雪害対策計画」に基づき、除雪の状況や求める除雪レベル等に応じて、除雪手法の選択や除雪体制の強化を図り、降雪時における道路交通の確保を図るものとする。</p>			
ア～エ（略）			
オ 一時通行止め			
<p>異常な降雪により、交通安全の確保および除雪作業が困難となるおそれがある場合は、あらかじめ予防的通行規制区間等に定めた区間を警察と連携の上、一時的に通行止めを行い除雪等の作業を行うものとする。また、交通閉鎖・交通抑制を行う場合は、広範囲を広域的に設定した上で、当該情報が入手しやすいよう多様な媒体</p>			

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>通の集中を回避するよう努めるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 中日本高速道路株式会社 北陸自動車道は、道路ネットワークの大動脈であり、最大限の除雪に努め、通行止めを回避する事が重要である。このため、中日本高速道路株式会社は、「雪氷対策作業要領」に基づき、高速自動車国道北陸自動車道の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 非常体制 降雪、吹雪等のため交通の確保が困難または危険になり、交通閉鎖した場合、降雪等のため長時間にわたり通行車両が本線上に滞留したまま交通閉鎖を生じた場合、大規模ななだれが発生した場合等には、非常体制をとるものとする。なお、交通閉鎖の要件は次のとおりとし、交通閉鎖を行う場合は、多様な媒体や報道を利用して、利用者に対し、事前に広域迂回の情報を呼びかけ、一般国道等への交通の集中を回避するよう努めるものとする。</p> <p>(ア) チェーン等装着によっても交通の確保が困難となった場合 (イ) 著しく視界が悪化し、交通障害が発生した場合 (ウ) なだれ等により交通障害が発生する危険性が認められる場合 (エ) 交通事故が発生し、さらに事故を誘発するおそれがある場合 (オ) 本線上に渋滞車両が発生し、さらに通行車が増えるとますます状況が悪化し、交通が麻ひするおそれがある場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>(5) 西日本高速道路株式会社 イ 非常体制 降雪が厳しく雪氷対策作業が難航し、長時間にわたり道路閉鎖が続きたまたは、そのおそれがあり通行車両の救済等も含め関係機関等との連絡、調整および出動要請等特別な対策が必要となる場合は、非常体制をとるものとする。なお、交通閉鎖の要件は次のとおりとし、交通閉鎖を行う場合は、多様な媒体や報道を利用して、利用者に対し、事前に広域迂回の情報を呼びかけ、一般国道等への交通の集中を回避するよう努めるものとする。</p> <p>(ア) 除雪等雪氷対策作業の能力を超える交通障害となり、黒路面の確保が困難となった場合 (イ) タイヤ指導によっても交通の安全確保が困難となった場合</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 緊急交通規制等 ア 県公安委員会</p>	<p><u>や報道を利用して、利用者に対し、予定される通行止め区間、日時、迂回経路等を適切に示すとともに、その後の降雪予測の変化に応じてきめ細かく予告内容の見直しを行うものとする。</u> <u>通行止めが広範囲にわたる場合は、国が主体となり、関係機関が参加する会議を開催することとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 中日本高速道路株式会社 北陸自動車道は、道路ネットワークの大動脈であり、最大限の除雪に努め、通行止めを回避することが重要である。 <u>しかし、短期間の集中的な降雪が見込まれる場合には、人命を最優先とし、大規模な車両滞留を回避するために予防的通行止めをし、集中的な除雪を行うことで社会経済活動等への影響を最小限にとどめることを目指す。</u> <u>これらのために、中日本高速道路株式会社は、「雪氷対策作業要領」に基づき除雪の状況や求める除雪レベル等に応じて、除雪手法の選択や除雪体制の強化を図り、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 非常体制 降雪、吹雪等のため交通の確保が困難または危険になり、交通閉鎖した場合、降雪等のため長時間にわたり通行車両が本線上に滞留したまま交通閉鎖を生じた場合、大規模ななだれが発生した場合等には、非常体制をとるものとする。なお、交通閉鎖の要件は次のとおりとし、<u>交通閉鎖・交通抑制を行う場合は、広報範囲を広域的に設定した上で、当該情報が入手しやすいよう多様な媒体や報道を利用して、利用者に対し、予定される通行止め区間、日時、迂回経路等を適切に示すとともに、その後の降雪予測の変化に応じてきめ細かく予告内容の見直しを行うものとする。</u> <u>交通閉鎖が広範囲にわたる場合は、国が主体となり、関係機関が参加する会議を開催することとする。</u></p> <p>(ア) チェーン等装着によっても交通の確保が困難となった場合 (イ) 著しく視界が悪化し、交通障害が発生した場合 (ウ) なだれ等により交通障害が発生する危険性が認められる場合 (エ) 交通事故が発生し、さらに事故を誘発するおそれがある場合 (オ) 本線上に渋滞車両が発生し、さらに通行車が増えるとますます状況が悪化し、交通が麻ひするおそれがある場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>(5) 西日本高速道路株式会社 イ 非常体制 降雪が厳しく雪氷対策作業が難航し、長時間にわたり道路閉鎖が続きたまたは、そのおそれがあり通行車両の救済等も含め関係機関等との連絡、調整および出動要請等特別な対策が必要となる場合は、非常体制をとるものとする。なお、交通閉鎖の要件は次のとおりとし、<u>交通閉鎖・交通抑制を行う場合は、広報範囲を広域的に設定した上で、当該情報が入手しやすいよう多様な媒体や報道を利用して、利用者に対し、予定される通行止め区間、日時、迂回経路等を適切に示すとともに、その後の降雪予測の変化に応じてきめ細かく予告内容の見直しを行うものとする。</u> <u>交通閉鎖が広範囲にわたる場合は、国が主体となり、関係機関が参加する会議を開催することとする。</u></p> <p>(ア) 除雪等雪氷対策作業の能力を超える交通障害となり、黒路面の確保が困難となった場合 (イ) タイヤ指導によっても交通の安全確保が困難となった場合</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 県警察等 ア 県公安委員会</p>

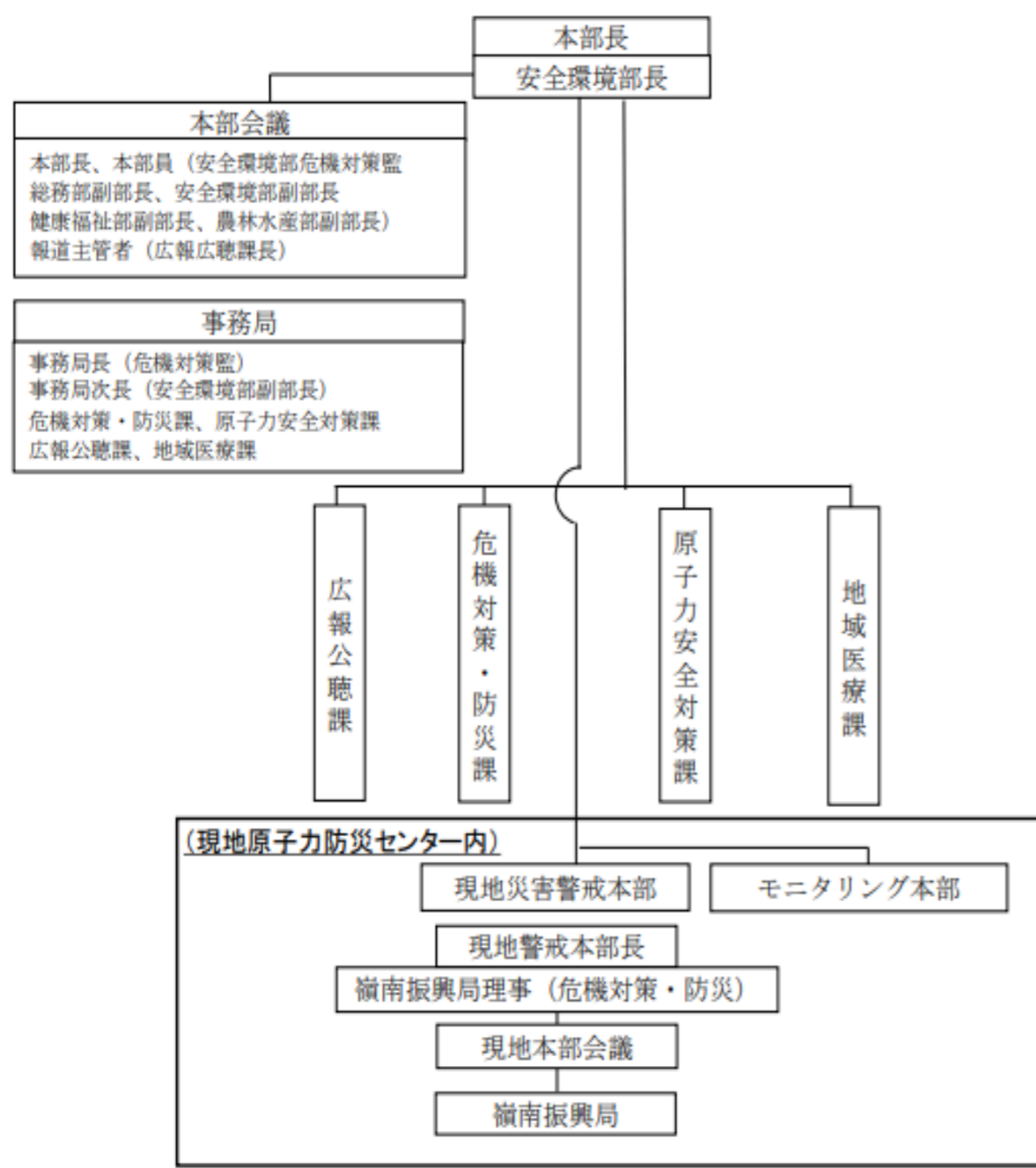
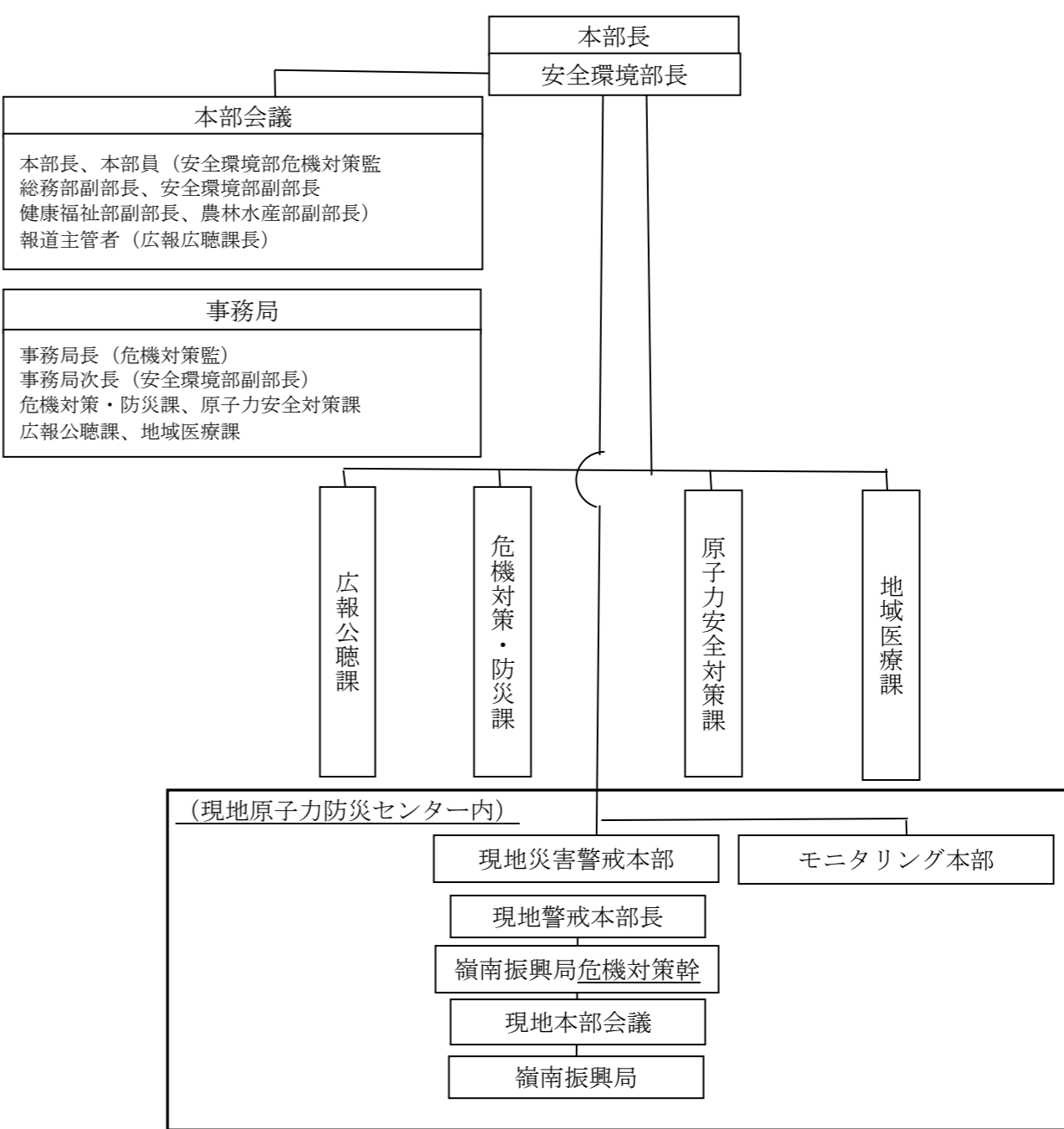
福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>イ 警察本部 (ア) 交通規制等 警察本部は、雪害時には交通が渋滞し、または混雑して危険が生じることから、主要道路を中心に一方通行、駐車禁止、車種別規制、交通情報板等による迂回誘導等の措置を講ずるものとする。 (イ) 指導取締り等の強化 警察本部は、主要道路交差点、混雑場所等に警察官を重点配置して、指導取締り、誘導等の活動を強化するとともに、交通および除排雪の障害となる路上駐車車両の指導取締り体制を強化するものとする。</p> <p>ウ 道路管理者 道路管理者は、気象状況、なだれの発生等交通の危険状況に応じて、関係警察署と緊密な連携の下、交通規制を実施するものとする。また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>(8) 情報提供 道路管理者は、住民、道路利用者等に対し、道路表示板での表示、報道機関を通じた広報等により、気象状況、道路状況、除雪状況等の情報を適時適切に提供するものとする。また、警察本部は、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路の混雑状況、交通規制の状況、迂回路等の情報を適時適切に提供するものとする。</p> <p>第3～第6（略）</p> <p>第7 県および市町の情報提供 県および市町は、各関係機関から道路状況、列車等の運行状況等を収集し、報道機関の積極的な協力を得るとともに、住民等に対し、迅速かつ的確に情報提供を行うものとする。また、異常降雪時には民間企業に対し作業時間短縮、時差出勤等の対応を依頼するものとする。 また、情報提供においては、定期的に記者会見を行う他、特に通行止めによる昼間の除雪、最重点除雪路線の集中除雪状況等の情報や、不要不急の外出を控えること等、住民に対する周知事項について、ケーブルテレビやラジオ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、県ホームページ等で、繰り返し、かつ、広域的に行うものとする。 なお、県の除雪対策本部、災害対策連絡室または災害対策本部設置後の情報連絡系統は別図5、別図6および別図7のとおりとする。</p> <p>第6～第9節（略） 第4章（略）</p>	<p>県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>イ <u>県警察</u> (ア) 交通規制等 県警察は、雪害時には交通が渋滞し、または混雑して危険が生じることから、主要道路を中心に一方通行、駐車禁止、車種別規制、交通情報板等による迂回誘導等の措置を講ずるものとする。 (イ) 指導取締り等の強化 県警察は、主要道路交差点、混雑場所等に警察官を重点配置して、指導取締り、誘導等の活動を強化するとともに、交通および除排雪の障害となる路上駐車車両の指導取締り体制を強化するものとする。</p> <p><u>(ウ)情報提供</u> 県警察は、<u>日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路の混雑状況、交通規制の状況、迂回路等の情報を適時適切に提供するものとする。</u></p> <p><u>(8)各道路管理者</u> <u>ア 交通規制等</u> 道路管理者は、気象状況、なだれの発生等交通の危険状況に応じて、関係警察署と緊密な連携の下、交通規制を実施するものとする。また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p><u>イ 情報提供</u> 各道路管理者は、住民、道路利用者等に対し、道路表示板での表示、報道機関を通じた広報等により、気象状況、道路状況、除雪状況等の情報を適時適切に提供するものとする。</p> <p>第3～第6（略）</p> <p>第7 県および市町の情報提供 県および市町は、各関係機関から道路状況、列車等の運行状況等を収集し、報道機関の積極的な協力を得るとともに、住民等に対し、迅速かつ的確に情報提供を行うものとする。また、異常降雪時には民間企業に対し作業時間短縮、時差出勤、<u>テレワーク</u>等の対応を依頼するものとする。 また、情報提供においては、定期的に記者会見を行う他、特に通行止めによる昼間の除雪、最重点除雪路線の集中除雪状況等の情報や、不要不急の外出を控えること等、住民に対する周知事項について、ケーブルテレビやラジオ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、県ホームページ等で、繰り返し、かつ、広域的に行うものとする。 なお、県の除雪対策本部、災害対策連絡室または災害対策本部設置後の情報連絡系統は別図5、別図6および別図7のとおりとする。</p> <p>第6～第9節（略） 第4章（略）</p>

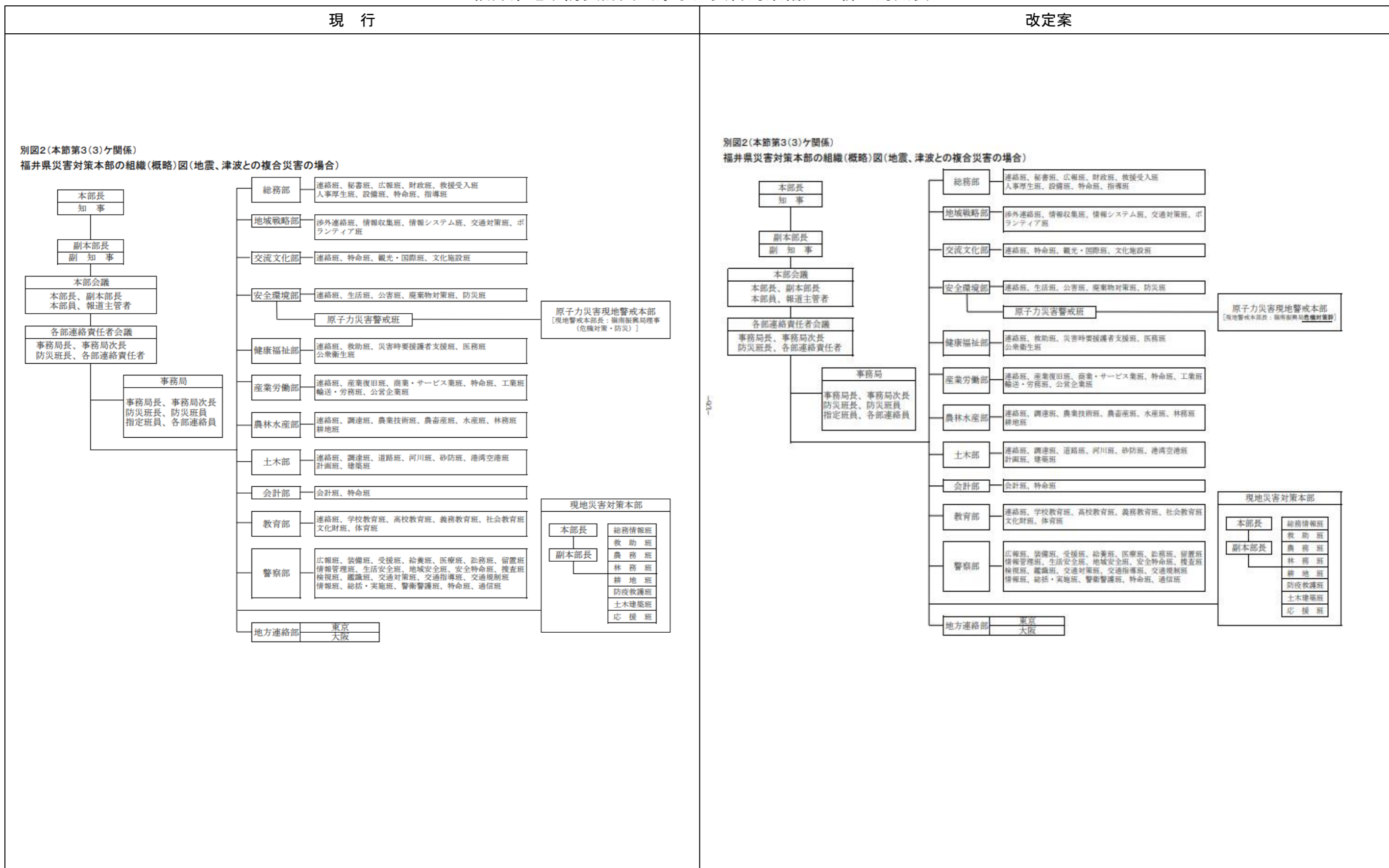
福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 緊急時活動体制の確立</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 県の組織動員体制</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）職員への伝達等</p> <p>ア 勤務時間中における伝達</p> <p>（ア）～（イ）（略）</p> <p>（ウ）職員への伝達等</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 上記（イ）により伝達を受けた嶺南振興局若狭企画振興室長（または二州企画振興室長）は、口頭または庁内電話で同局局长、同局理事（危機対策・防災）、同局副局長および同局各部長に伝達するとともに、同局二州企画振興室（または若狭企画振興室）と連携し、口頭または庁内電話で同局内各課長を経由し同局に所属する全職員に伝達するものとする。</p> <p>（エ）～（オ）（略）</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>第3 福井県原子力災害警戒本部の設置</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）原子力災害現地警戒本部の設置</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 現地警戒本部長は、嶺南振興局理事（危機対策・防災）を充てるものとする。ただし、嶺南振興局理事（危機対策・防災）が不在等の場合には、嶺南振興局長がその事務を取り扱うものとする。</p> <p>（7）～（10）（略）</p> <p>第4 福井県原子力災害対策本部の設置</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）原子力災害現地対策本部の設置</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 現地本部長には副知事を、また現地本部副本部長には安全環境部危機対策監、嶺南振興局長および嶺南振興局理事（危機対策・防災）をもって充てるものとする。</p> <p>ただし、現地本部長に事故あるときまたはその他の事由により、その職務を遂行できない場合は、現地副本部長がその職務を代理するものとする。</p> <p>ウ～ク（略）</p> <p>（7）～（14）（略）</p>	<p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 緊急時活動体制の確立</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 県の組織動員体制</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）職員への伝達等</p> <p>ア 勤務時間中における伝達</p> <p>（ア）～（イ）（略）</p> <p>（ウ）職員への伝達等</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 上記（イ）により伝達を受けた嶺南振興局若狭企画振興室長（または二州企画振興室長）は、口頭または庁内電話で同局局长、同局副局長、同局危機対策幹および同局各部長に伝達するとともに、同局二州企画振興室（または若狭企画振興室）と連携し、口頭または庁内電話で同局内各課長を経由し同局に所属する全職員に伝達するものとする。</p> <p>（エ）～（オ）（略）</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>第3 福井県原子力災害警戒本部の設置</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）原子力災害現地警戒本部の設置</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 現地警戒本部長は、嶺南振興局危機対策幹を充てるものとする。ただし、嶺南振興局危機対策幹が不在等の場合には、嶺南振興局長がその事務を取り扱うものとする。</p> <p>（7）～（10）（略）</p> <p>第4 福井県原子力災害対策本部の設置</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）原子力災害現地対策本部の設置</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 現地本部長には副知事を、また現地本部副本部長には安全環境部危機対策監および嶺南振興局長をもって充てるものとする。</p> <p>ただし、現地本部長に事故あるときまたはその他の事由により、その職務を遂行できない場合は、現地副本部長がその職務を代理するものとする。</p> <p>ウ～ク（略）</p> <p>（7）～（14）（略）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>別図1(本節第3(3)ケ関係) 福井県原子力災害警戒本部の組織(概略)図(単独の原子力災害の場合)</p> 	<p>別図1(本節第3(3)ケ関係) 福井県原子力災害警戒本部の組織(概略)図(単独の原子力災害の場合)</p> 

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第3章 緊急事態応急対策 第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 住民等への情報伝達活動 第1～第10（略）</p> <p>第11 災害情報インターネットシステムの活用 県および関係市町は、災害情報インターネットシステム（Lアラート（災害情報共有システム）を含む）を活用し、避難者等の安否情報、災害情報等を迅速に収集するとともに、県民、防災関係機関等に対する的確な情報を提供するものとする。</p> <p>第12（略）</p> <p>第5節 避難、屋内退避等の防護措置 第1～第5（略）</p> <p>第6 避難所等 (1) 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ、指定避難所およびスクリーニング等の場所の開設ならびに住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援するものとする。 (2)～(9)（略）</p> <p>第7～第14（略）</p> <p>第6節～第11節（略）</p> <p>第12節 要配慮者に配慮した応急対策 第1（略）</p> <p>第2 情報伝達および広報における配慮事項 (1) 県および関係市町は連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送および避難施設での文字媒体ならびに手話通訳者を活用するなど、要配慮者に対する情報伝達および広報について十分配慮するものとする。 (2)（略）</p> <p>第3（略）</p> <p>第13節～第18節（略）</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策 第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 住民等への情報伝達活動 第1～第10（略）</p> <p>第11 防災ネットの活用 県および関係市町は、防災ネット（Lアラート（災害情報共有システム）を含む）を活用し、避難者等の安否情報、災害情報等を迅速に収集するとともに、県民、防災関係機関等に対する的確な情報を提供するものとする。</p> <p>第12（略）</p> <p>第5節 避難、屋内退避等の防護措置 第1～第5（略）</p> <p>第6 避難所等 (1) 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ、指定避難所およびスクリーニング等の場所の開設ならびに住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援するものとする。 市町は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。</p> <p>(2)～(9)（略）</p> <p>第7～第14（略）</p> <p>第6節～第11節（略）</p> <p>第12節 要配慮者に配慮した応急対策 第1（略）</p> <p>第2 情報伝達および広報における配慮事項 (1) 県および関係市町は連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送および多言語に対応したソーシャルメディアによる発信、ならびに避難施設での文字媒体、手話通訳者を活用するなど、要配慮者に対する情報伝達および広報について十分配慮するものとする。 (2)（略）</p> <p>第3（略）</p> <p>第13節～第18節（略）</p>

